

協働のまちづくり推進計画



平成21年4月

大網白里町

目 次

はじめに	・・・	1
推進計画について		
- 1 計画策定の趣旨	・・・	2
- 2 推進計画の位置付け	・・・	5
- 3 推進計画の構成	・・・	6
- 4 住民協働の取り組みにおける課題	・・・	7
協働のまちづくりへ向けた環境整備の必要		
- 1 協働とは何か	・・・	8
- 2 環境整備の視点 ～「大網白里方式」のまちづくり～	・・・	14
- 3 推進計画の戦略手法	・・・	19
個別施策について		
< 第1段階（1～3年） >		
- 1 - 1 （仮称）住民協働推進室の設置	・・・	21
- 1 - 2 （仮称）住民活動サポートセンターの創設	・・・	24
- 1 - 3 パブリック・コメント（PC）制度の導入	・・・	30
- 1 - 4 協働サロンの開催	・・・	32
- 1 - 5 学習機会の充実	・・・	36
- 1 - 6 職員研修制度の充実	・・・	39
- 1 - 7 （仮称）ふるさと応援寄付金制度の創設	・・・	41
- 1 - 8 情報公開及び共有の推進	・・・	43
< 第2段階（3～5年） >		
- 2 - 1 住民協働事業の導入	・・・	45
- 2 - 2 パブリック・インボルブメント（PI）制度の導入	・・・	51
- 2 - 3 （仮称）住民参加・協働条例の検討	・・・	53
< 第3段階（5～10年） >		
- 3 - 1 地域まちづくり協議会の立ち上げ	・・・	55
- 3 - 2 協働型事業評価の模索	・・・	58
おわりに	・・・	60
資料編	・・・	61

はじめに

大網白里町は、東京都心から50～60km圏域に位置し、九十九里平野のほぼ中央にあり、西は緑豊かな丘陵部、中央は広大な田園部、東は白砂青松の海岸部という特色ある豊かな自然を持つ風土を有しています。

高度経済成長期に入り、千葉市や東京都心部からの郊外型ベッドタウンとして注目され、昭和50年代からは、町西部を中心に宅地開発が進み、さらにJR京葉線の外房線乗り入れ等の交通アクセス向上によって急速に人口が増加し、平成17年8月には、人口5万人に達しました。

近年のこうした環境変化にも見られるように、人々の価値観は多様化し、また、少子・高齢化や、地方分権など、社会情勢なども急激に変化してきている中で、従来の公平で均一な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な問題が生じてきています。

そのような中、地域の課題に対して自主的、自発的に取り組もうとする個人や団体による住民活動が活発化してきており、住民と行政が役割を分担しながら公益を増進していく、新たな仕組みが必要となってきました。

地域社会にとって、住民が持つ多様な価値観に基づき、行政により担われてきた「公共」が担う領域を、住民および住民活動団体等が共に担う「開かれた公共」として積極的に位置付けることは、環境変化のもとで地域の諸問題を模索しながら解決し、人間性豊かで創造的な地域社会をつくるために重要なことです。

そこで、本町では、これまでのような行政主導のまちづくりではなく、両者が共に議論し協力することが実現しやすい規模であることから「顔の見えるまちづくり」の創出に向けて、学識経験者、NPO等市民活動団体関係者、公募による住民の代表と町職員が協力して検討が進められてきました。

これらの経過を踏まえて新しい住民参加のシステムの構築を目指し、本計画を策定し、時代にあった住民と行政の協働を推進しようとするものです。

そして、こうした取り組みを通じて、本町の住民活動が益々活発化し、「心から住んで良かったと思えるまちの実現」を目指します。

平成21年4月

大網白里町長 堀内慶三

推進計画について

- 1 計画策定の趣旨

本町では、「住民の参画と共存できるまちを創る」を大網白里町第4次総合計画(計画年度：平成13年度～平成22年度)において、町政運営の施策大綱の一つとして掲げ、住民と行政が協力したまちづくりの具体化に向け、関係機関と連携しながら住民参加のあり方を検討してきた。

そこで、住民参加機会の拡充を推進するため、平成18年7月に一般公募により「住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会」が発足し、住民の皆さんが自主的に参加し、住民参加の手法、住民参加先進事例の研究などが行われ、まちづくりのあり方に関するワークショップを開催するなど、討議・研究が重ねられた。そして、この懇談会では、住民参加・協働のまちづくりの方向性がまとめられ、平成20年3月に「提言書」として町へ提出された。

本町では、この提言の趣旨を踏まえ、協働のまちづくりの目的、基本理念、基本指針などの内容を検討し、住民と行政が目指す方向性を示すものとして平成20年7月に「協働のまちづくり指針」を策定した。

そして、この指針を基に「住民参加・協働のまちづくり委員会」を主体とし、個別施策を具体化していくための「協働のまちづくり推進計画」を策定した。

本計画を策定するにあたっては、指針に謳われている個別施策を検討項目として位置づけ、各意義について改めて確認・共有するとともに、いかなる具体的内容を盛り込むことが参加・協働のまちづくりを可能にする手段となるのか、包括的に検討してきた。そして、町の総合計画の次期見直しの中に、この推進計画を取り上げ、実現を目指す。

協働のまちづくり推進計画は、今後私たちが各個別施策の実現に取り組んでいくにあたり、すべての参照点となると考えられるが、協働という手段を通じて何が達成されるかは、これからに開かれている。

21世紀を迎え、社会全体がめまぐるしく変化し、また地方自治体や住民をめぐる諸情勢も大きく変化する中であって、住民参加が必要とされる環境の変化には次のような点が挙げられる。

協働のまちづくりが求められる背景(必要性)

地方分権の進展と自治体の自立

平成12年の地方分権推進一括法の施行に伴い、「地方自治体の自立」と「住民が主権者として自立的な活動をおこなう」ことを目指した地方自立の時代を迎え、分権型社会が構築されつつあり、住民自治を目標とした住民協働のまちづくりを推進することが必要になった。

自治体が自立していくにあたっては、住民と行政、住民と議会との応答的な関係を蓄積しながら、一丸となって協力していくことが必要とされる。そのためには、一方で、住民自身がなしうることを多角的に考え、住民がそれを積極的に実践していくことが求められ、他方では、行政と議会が、こうした住民の活動から生み出される様々な活力を、公的な決定や執行に多角的に結びつけていくことが必要とされる。そこからはじめて、自治体が自立しうる可能性が期待できる。

「開かれた公共空間」の形成

行政が独占してきた「公的領域」は、住民の活発な活動とそれらが生み出すことによって、大きく転換されようとしている。住民が自主的に相互連携・協力することによって公共的な事柄を創出していく領域を「公共的領域」と呼ぶとするならば、今後問われていくことは、この「公共的領域」が活性化することによって、行政が単独で行ってきたことを組み換えていくという方向性である。

行政は、住民との応答的な関係を通じて行政活動の見直しを図り、より住民に即した政策・事業を展開することが求められる。また、議会は、住民との応答的な関係を通じて、自治体全体に関わる総合的な判断をなし、地域の諸課題を解決する方向を導いていくことが求められる。こうした応答的な関係を通じて公共空間を開いていくことが、必要不可欠の課題だと言える。

住民自治への期待

少子高齢化、核家族化、住民ニーズの多様化などにより、従来の地域社会の結びつきが弱まり、住民同士の連帯意識が薄れているが、一方では、身の回りの諸課題に対し、行政が単独で行うよりも、住民が相互に協力し、大きな力を発揮することによる問題解決が求められるようになっている。

実際、住民は自分たちにできることは自分たちでやろうという主体的な動きが顕著になってきている。今後は、そうした動きを尊重し、また新たな動きを生み出していくために、「住民参画」と「情報共有」をはじめとした環境整備を行っていくことが求められる。

住民ニーズの多様化と多角的な連携の必要

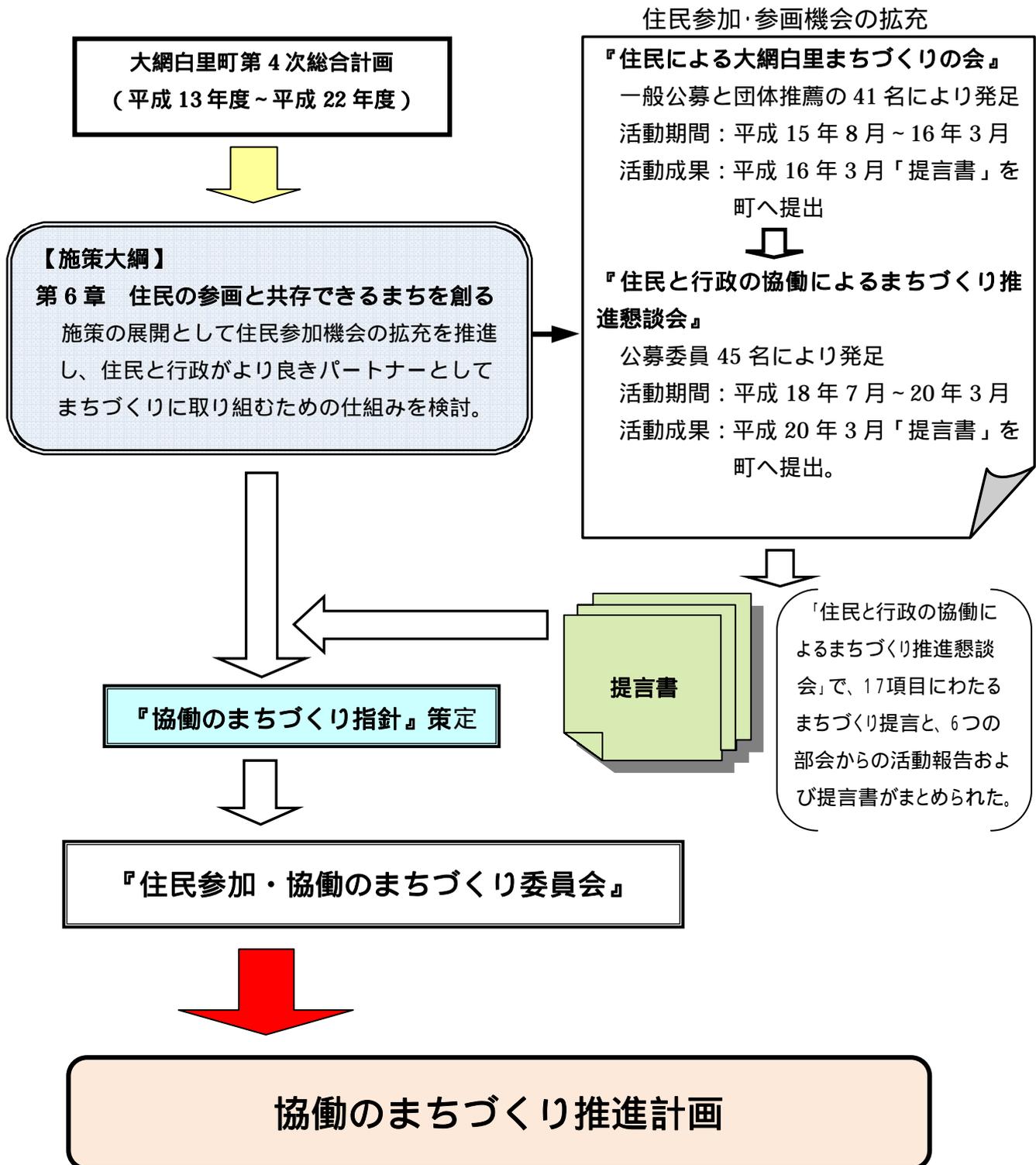
少子高齢化の進行や経済の長期低迷など、今日の社会経済情勢は大きく変化している。そのような中で、住民のニーズが多様化、複雑化してきており、公平で一律な行政サービスの提供方法だけでは対応できない課題や行政だけで取り組むことが困難なさまざまな課題が生じている。

このような中、心の豊かさやライフスタイルの自由な選択を望む傾向が強まっており、さまざまな個性や価値観をお互いに尊重し合うことに加えて、住民の現状に対応した公共サービスのあり方を創り出していくことが求められている。

これまでのまちづくりは主に行政の手によって進められてきたが、住民団体やNPOなど様々な組織や個人が関わりあいを持つ中で、その主体は多元化しつつある。その中でお互いの関係を見つめ直し、行政もまた自らの役割を再考し、各主体が連携して地域づくりに関わっていくことが求められている。

- 2 推進計画の位置付け

「協働のまちづくり指針」に書かれてあることを具体化していくため、「住民参加・協働のまちづくり委員会」を主体とし、協働を促進していくためにはどのような環境が必要になるのか、それをどのように整備していくのかをまとめた「協働のまちづくり推進計画」を策定し、住民と住民、住民と行政との協働を押し進めていく。



- 3 推進計画の構成

この推進計画の構成は「**推進計画について**」では、計画策定の主旨や推進計画の位置付け、推進計画の構成、住民協働の取り組みにおける課題を取り上げ、「**協働のまちづくりへ向けた環境整備の必要**」では、「協働とは何か」の中で、新しい公共領域の考え方・協働の意義・協働の原則を明確にし、「環境整備の視点」、「推進計画の戦略手法」を示し、「**個別施策について**」は、それぞれの協働メニューについて、「現状と課題」・「目標と構想」・「効果」・「方法と戦略」に分け、具体化された道筋を描くとともに、住民と行政が協力して環境整備にあたっていく。また、推進計画をより実効性を持たせる意味で、住民と行政の意識改革と行動の創出を段階的に進めて行くためにタイムスパンと計画の範囲・領域を明確にしていく。

- 4 住民協働の取り組みにおける課題

庁内の体制整備

行政は、住民が主体的にまちづくりに参加するために必要な環境整備を行う必要がある。これまでも「協働」による行政運営が進められてきた分野が存在する一方、なかなか馴染みのない分野もあり、全庁をあげて協働の推進を図るためには、庁内の横断的な連絡調整機能を強化するとともに、協働で進めた方が望ましい事業については、積極的な見直しと改善を行う必要がある。

文化の融合

住民協働では、住民の感覚や理性、課題解決に向けた発想や行動といった住民文化を行政活動に反映させるとともに、住民間の生活慣習や考え方の違いも少しずつ融合させていくことによって、個人・団体・組織の違いを尊重し合いながら、相互理解と信頼関係を育んでいくことを重視する。そのためには、それぞれが対話をし、互いを知り合うことによって、各々に何ができるかを確認し合うことが求められていく。

意識改革

住民と行政との協働によるまちづくりを行っていく上では、住民・町職員各々の意識を変えていく努力が必要である。

住民は、「地域でできることは地域で」という意識と責任のもとで身近なところから積極的にまちづくりに参加することが重要であり、また、職員は、住民協働を身近なこととして感じ、さらに協働型のまちづくりに対応できる柔軟性を持つことが必要である。

地域住民活動の活性化

行政では、「住民へ一方的にサービスを提供するといった一方通行的な関係」から、「お互いの立場をともに理解しあい、尊重し、対話を通じて共通の目的を達成する双方向の協働関係」を目指すことが必要である。そのため、住民にとって受動的な参加だけにとどまることなく、計画から実現まで、能動的に参加することのできる「住民参画社会」を実現することが必要である。

地縁組織と住民活動団体との連携が、これまでの地域活動をはるかに進展させる可能性をもっているため、住民主体の活動を尊重する必要があり、さらには、リーダーとして活躍できる人材を育成していくことも必要である。

協働のまちづくりへ向けた環境整備の必要

- 1 協働とは何か

(1)協働の定義と主体

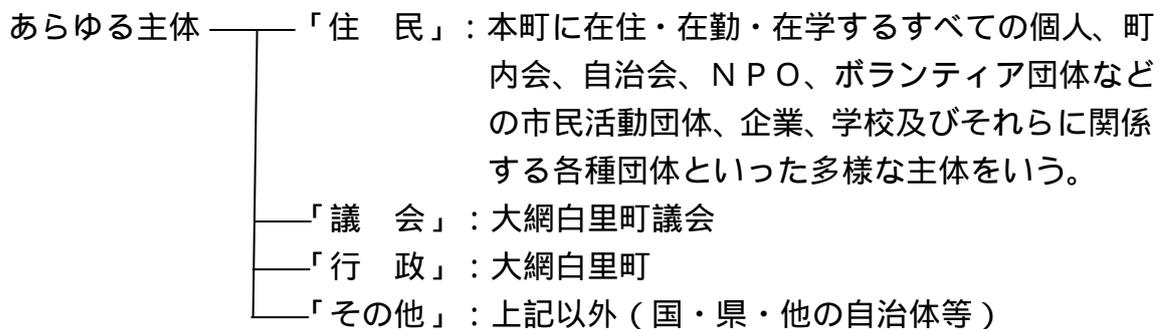
協働とは、「あらゆる主体 が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと」とする。

➤ 私たちの暮らしているまちを、より安全で住みよい、魅力あふれるまちにしたい…

明日の大網白里町を築くため、今“協働のまちづくり”は、私たちみんなの共通の課題である。「協働」の意味を、みんなで共有することから“協働のまちづくり”は始まる。

➤ 私たちが考える「大網白里町の将来の姿」

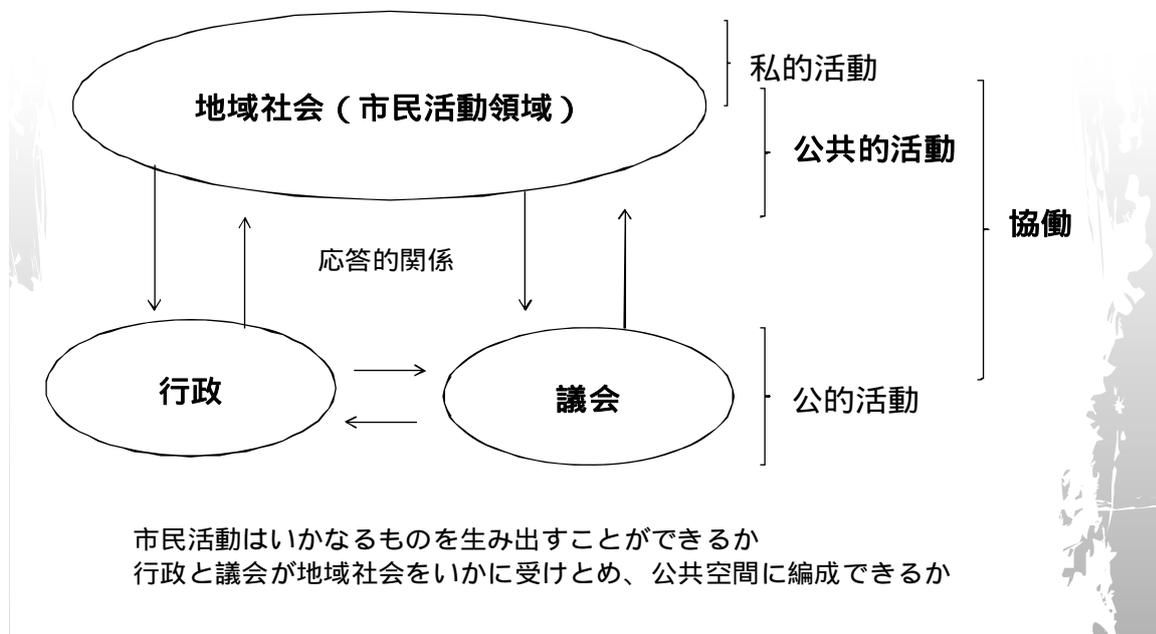
大網白里町に暮らす人びとが、快適に暮らすことができ、住民活動に参加する住民が、やりがいや達成感を得ることができるまちを、自立的な活動をおこなう住民や住民活動団体と行政とが協働してつくる。



住民協働のまちづくりは、これらの主体のすべてが様々な形で関わっていくところから始まる。特定の主体のみに依存するのではなく、地域の問題や課題をそれぞれの立場で発見・理解し、それぞれの役割と特性を活かしながらまちづくりを行うことが必要である。そうした理解から、本推進計画は「あらゆる主体」が実践していくという意味で、「私たち」という表現を用いることにする。ひとりひとりが、お互いに「支え - 支えられる」関係、いわゆる「お互いさま」の結びつきを創り出していくことが住民協働の狙いである。

(2) 公共空間の活性化

公共空間が活性化する構図



【作成者：関谷昇（千葉大学法経学部准教授）】

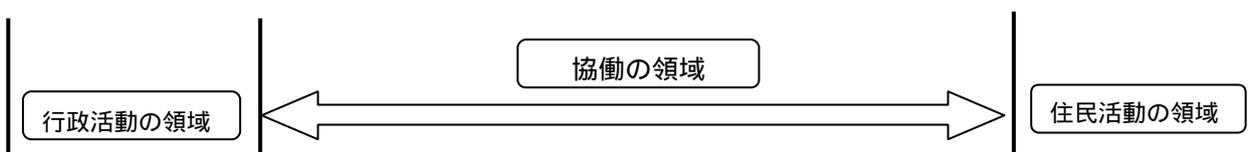
【公共空間の活性化への期待】

地域社会においては、個々の私的活動と多様な主体による住民活動が様々な展開を見せている。いま問われている協働のまちづくりの課題は、まず、こうした諸活動の中から住民が相互に連携・協力していく動きを創り出すことによって、生活課題に即した公共サービスを柔軟に創り出していくことである。こうした共助としての公共的活動が活発になればなるほど、まちづくりは個性的で豊かなものになっていく。したがって、住民自身は相互連携によっていかなるものを生み出さうかが問われていくことになる。

次に、こうした公共的活動が、行政と議会を主体とする公式的な公的活動にいかに接合されるかが問われてくる。行政と議会は、地域社会における公共的活動を多角的に支援し、公的活動を実りあるものにしていくことが求められる。地域住民と行政や議会との応答的關係を通じて「協働」の広がっていくことにより、町全体としての公共空間が活性化していくことが期待されるのである。

(3) 住民と行政の開かれた関係

A : 行政主体	B : 現・協働領域	C : 新・協働領域	D : 住民主導領域	E : 住民主体
行政が責任を持って行う部分	行政が主、住民が支援する部分	住民と行政が協働で行う部分	住民が主体で行政が支援する部分	住民が責任を持って行う部分



領域	領域の主体・内容
A	行政が主体として責任を持って行う領域
B	行政が主導し、住民に委嘱する住民参加方式による領域。今までは行政がやって住民が手伝ってきた領域を「住民参加」といい、B領域だけを「協働」として考えてきた。
C	行政と住民が協働で立案・実行する領域
D	住民が主導し、行政が積極的に支援する領域。
E	住民が主体的かつ自律的に活動する領域

従来の行政運営はA中心で行われ、必要に応じて行政がBの領域を設定してきた。これに対して、これからの自治体に求められていくのは、Eの領域を拡げていくことである。

公共空間における住民と行政との関係に焦点を合わせて言えば、Bの領域をCないしはDの領域に組み換えていくということが重要な課題となる。住民と行政との協働は、このCとDの領域における関係を構築していくことであり、行政には、そのための支援を充実させていくことが期待される。

この推進計画における個別施策は、C・Dを開いていくための環境整備として位置づけられるものである。

(4)協働の基本的な考え方

“協働のまちづくり”の3つの大切な考え方

補完性の原則

本人や家庭でできることを尊重しつつ(自助)、それでは解決しえない事柄について近所や地域コミュニティが支え合い(共助)、それでも支援をつくり出すことが困難な場合に行政が公的な支援をする(公助)。

行政は、地域住民の自主性と自己決定を最大限に尊重し、自助や共助を支援するという観点から公助のあり方を捉え、議会は、そうした自助や共助の可能性を開いていくとともに、公共の利益の観点から意志決定を行う。

当事者性の尊重

町の事業や政策は、いかなる分野・領域においても、問題を抱える当事者に即したものでなければならない。一般論ではなく、一つ一つの現場の問題を理解し、相互に共有していくところから、できることを発見していくことが必要である。

みんなで協力してまちづくりを行っていくためには、各人がまちづくりへの取り組みを自分の問題として捉え、自分にできることを考えることが必要である。またそのためには、「住民」「議会」「行政」がそれぞれの役割を果たしていくことが求められる。

地域力を高めるために

地域の持つ資源、安心・安全の環境、子育て・教育環境、公共マナーやまちづくりに対する住民意識など、あらゆる分野において、より地域に密着した地域の魅力や良好な環境をかもしだし、築きあげることによって培われる地域の力。これを担う住民の力は住民力・地域力ともいえる。これらが積み重なって大網白里町全体の地域力も形成される。

住民と行政の協働の目的は、住民活動を推進し、私たちみんなが「まちや地域を一緒につくる」ことに他ならない。

(5)協働の意義

多様な協働関係を構築することによるメリットとしては、次のようなことが考えられる。

公共サービスの担い手の多様化

これまで、行政主導で進められた公共サービスですが、住民の活力や地域の諸資源の活用により、公共サービスの担い手の多様化が進む。

住民の公益活動や町政へ参画する場の拡大

住民活動団体と行政の協働の発展により、各段階に住民参画を組み込んだ住民ベースの事業遂行が可能となり、住民の公益活動の場や、町政参画の場を拡大することができる。また、参加によって、伝統的要素と新しい要素が出会う場が拡がり、それらを相互に結びつけた発展的なまちづくりが期待できる。

よりの確できめ細かなサービスの実現

行政は、公平・均一なサービスが基本となるが、住民と協働することで、住民相互における問題共有と協力関係を模索し、問題の「当事者」に即した事業や政策が実現する。

新しい社会ニーズの発掘と課題解決

協働により、行政による把握が困難であった社会的ニーズや新たな地域課題の発掘が可能になり、必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結びつけることができる。

自立型地域社会の構築

住民相互における問題共有と協力関係を模索し、協働することにより、住民自治が少しずつ熟成していき、住民が自立したまちづくりとなっていくことが期待される。

(6) 協働の原則

個別施策や制度改善が住民と職員の意識に根ざしたものとなるため、住民活動団体と行政が協働で取り組むにあたっては、住民が自ら考え行動しようとしていることに対して、それが問題解決に資することになるのであれば、活かしていくことを基本とし、以下の協働の原則を尊重して進めるものとする。

【住民活動団体と行政双方が守る原則】

・ 目的・目標の共有

協働で行う事業の目的を共有し、その事業で達成する目標を共有する。

・ 相互の理解

互いに違いがあることを認め、対話を進めながら、相互理解の促進と信頼関係の形成に努める。

・ 透明性の確保

協働事業の実施経過や評価の公表を行うことで、透明性を確保し、双方が住民への説明責任を果たす。

- ・ 評価の実施

目標とした結果、協働の効果が得られたかどうかを中心に、協働事業の結果を双方で評価・点検し、明らかになった課題を次の協働に活かす。

【住民活動団体が守る原則】

- ・ 自分たちのまちづくりに何ができるかを考える。

- ・ 相互の配慮

住民相互における配慮や思いやりが求められる。

- ・ 住民の資金を使う自覚と責任

住民活動団体は、税金で賄われる公の資金や、町の事業に住民が出資した資金を使うことの自覚を持ち、適正な使途に努め、行政とともに住民に対する説明責任を果たす。

- ・ 守秘義務

住民活動団体は、協働の過程で知ることになった個人情報等その秘匿が必要な情報については守秘義務を果たす。

【行政が守る原則】

- ・ 住民に即した行政活動を行う。

- ・ 行政内部の連携

行政は組織横断的な課題にも取り組めるように、行政内部の連携に努める。

- ・ 住民活動団体に対する適切な理解と配慮

住民活動団体には、事業体として活動している団体もあれば、各個人の無報酬の活動を基本とするボランティア団体もある。行政は住民活動団体の多様性を十分に認識し、それぞれの団体の特徴に配慮した協働のあり方を模索する。また、協働に馴染まない事業もあると考えられるので、行政との協働に関わらない住民活動団体が存在することについても配慮する。

- 2 環境整備の視点 ~「大網白里方式」のまちづくり~

(1)「大網白里方式」が見出されるまでの経緯

本町における「まちづくり」に関する環境整備は、永年、区・自治会等の地縁組織や社会福祉協議会をはじめとした既存の地域団体、さらには個々の住民有志団体が取り組んできた「まちづくり」の歴史があることは言うまでもないが、ここではさらに新しい「まちづくり」の動きを含め、より幅広い形で「まちづくり」を進めていくことができる環境整備への取り組みに焦点を合わせることにしたい。

これまで住民主導で行われてきた「まちづくり」の環境整備への取り組みは次の通りである。

第一期（平成12年～16年）

平成12年 町づくりの会を住民有志数十名で結成

平成15年8月 住民による大網白里まちづくりの会発足

- ・一般公募と各種団体推薦者で41名の委員選出
- ・「産業と都市基盤」「自然保護と環境保全」「福祉と教育」の3部会構成で検討

平成16年3月 提言書提出

「産業と都市基盤」

- ・目的別講演設立構想
- ・町内のすべての道路に名前をつけよう
- ・笑顔のあいさつ運動
- ・町民参加記念植樹・記念ベンチ設置運動

「自然保護と環境保全」

- ・花とボランティア
- ・里山運動
- ・海岸美化運動の推進
- ・「ごみ処理、資源リサイクル、下水・地下水汚染」問題
- ・ホタル再生運動
- ・水田保全対策
- ・「自然保護」「福祉と教育」との協働について

「福祉と教育」

- ・各種ボランティアの育成
- ・公共施設のバリアフリー化
- ・町独自の教育目標設定
- ・地域独自の「一言あいさつ」運動
- ・広報紙を利用した親子活動の紹介

平成16年～平成18年 住民と行政の協働によるまちづくり学習期間

第二期（平成 18 年～平成 20 年）

平成 18 年 7 月 住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会発足

- ・一般公募のみで 45 名の委員選出
- ・NPO 千葉まちづくりサポートセンター（宮田裕介）が支援
- ・「安心安全なまちづくり」「住民参加の仕組みづくり」「新しい故郷づくり」「住民主体の地域医療のまちづくり」「地域型総合塾（住民のための居場所づくり）」「人づくりのための人材バンクづくり」をテーマに 6 部会構成で検討
- ・平成 19 年より千葉大学の関谷昇准教授によるサポートおよび勉強会（3 月～7 月まで全 5 回）・オープンディスカッションなどを開催

平成 20 年 3 月 提言書 提出

新たな公共の考え方の導入と制度化

パブリック・インボルブメント（PI）の導入

パブリック・コメント（PC）の導入

公共サービス見直しと、行政の機構改革に関する PI の実施

行政職員の意識向上と啓発

新たな住民と行政の協働のまちづくり推進懇談会の継続

住民参加・協働に関するサロンの開設

サポートセンターの設立

住民と行政の協働が解るセミナー、住民協働推進のフォーラムの開催

大網白里町協働のまちづくり寄付条例の制定

大網白里町協働のまちづくり NPO 活動支援基金条例の制定

地域づくりを担うリーダーの育成

団塊世代のまちづくりへの参加と、参加しやすい環境づくり

住民参加の公共サービスパートナー制度

まちづくり出前トークの実施

協働のまちづくりに関する区長等自治会長のワークショップ開催

「協働指針」策定に関する検討委員会の仕組みづくり

平成 20 年 7 月 大網白里町・協働のまちづくり指針 策定

推進体制の整備

情報の共有化

意識改革と人材の育成

第三期（平成 20 年～平成 21 年）

平成 20 年 7 月 大網白里町住民参加・協働のまちづくり委員会発足

- ・委員 20 名（うち公募委員 3 名）
- ・住民参加・協働のまちづくり推進に係る計画の作成

これまでの活動は、様々な紆余曲折はあったものの、「まちづくり」の環境を整備していこうとする住民の熱い思いと行政の対応が着実に繋がれてきた歴史である。この中で最も尊重されてきたことは、住民の「まちづくり」に対する思いを活かしていこうという点であった。第一期から第二期の途中までの経緯にも見られるように、専門部会に参加した住民の価値観・関心・意見は多種多様であり、それら一つ一つの思いや考え方には大きな可能性があった。

また、住民全体にまで一揆に広げると、こうした価値観・関心・意見はさらに多様化することから、先ずは様々な立場から参加できるような環境、そこで出てきた思いや動きを整理できる環境、住民と行政が協力・連携できる環境を整える必要があるということになった。そこで、第二期の途中からは協働を進めるにあたっての前提として、様々な手法や制度を整えることに重点を置くこととなり、それが本委員会の発足にまで至った背景である。

本委員会では、これまでのまちづくりへの様々な取り組みの蓄積から切り拓かれようとしている「住民参加・協働のまちづくり」のあり方を、「**大網白里方式**」と呼ぶことにしたい。それは、地域の課題はまず地域で話し合うという、人口5万人規模のまちだからこそできる「顔の見えるまちづくり」であり、各主体や地域においてなされてきた諸活動の蓄積を引き続き様々な形で活かし、またそれらと新しい形で積極的に生み出されつつある住民・活動団体とを幅広く結びつけることで新たな発想や活動を創り出していくことである。住民・行政・議会の距離の近さこそが、まちにある資源（人材・資金・施設・自然など）を発見・活用していくことにつながるのであり、そこからまちの活性化が切り拓かれ、住んでいてよかったと思えるまちになっていくことが期待できる。

本推進計画で示す個別施策は、この「大網白里方式」を支える環境や手法である。いかなる分野・領域における課題であっても、そうした豊かな環境や手法を通じて、住民が積極的に地域や行政過程に参加・参画できるようにすることを狙いとするものである。

(2) 大網白里町における協働の位置付け

右の図は、「住民のまちづくりへの思い」「町の総合計画・施策大綱」「現状の取り組みと課題」を対応させた中で、住民協働の「個別施策」を位置づけたものです。この図からも明らかなように、住民協働は、あらゆる主体がこれまで取り組んできたことを積極的に活かすとともに、現状の課題を積極的に克服していくために、様々な環境整備を整えることを主眼とするものである。

そこで、協働の各主体が少しずつ理解を深め、必要に応じて個別施策を活用していくことができるように、以下の段階的な整備が必要であると考え、議論の大枠として時間軸をとり、第1段階、第2段階、第3段階に分け、個別施策実現に向けて検討する。また、個別施策について、「現状と課題」「目標と構想」「効果」「方法と戦略」に分け、これから具体化されていく道筋を描くとともに、まちづくりの要である地域資源の循環を可能にさせる「手段」の整備として、地域の諸資源(人材・物財・知恵・資金)を活かしていくため、顕在・潜在的にある住民の声を多様な形ですくい上げて結びつけることが重要と考え、それを可能にする手段としての個別施策を充実させる。また、諸資源の循環を留めている壁(住民間、行政と住民の間、庁内における慣行・仕組み、手続の問題性)を克服し、地域の諸資源を発見・理解・共有・活用していける仕組みを整えていくことにより住民と行政が協力して環境整備にあたっていく。

協働の位置付け

住民の声()	第4次総合計画 施策大綱	対応する既存の取り組み		協働の観点からの課題	
		住民の協働	町の事業	住民	行政
思いやりのある優しいまちにしたい 地域福祉・医療の充実したまちにしたい	第1章 気配りによる健康で生きがいのあるまちを創る	障害者計画、地域福祉計画、介護保険事業計画等、策定委員及び推進に関する委員として参画 学童保育事業 社会福祉支援事業	生涯を通じた健康づくりの推進「健康づくり、医療体制、社会保障」 温かく思いやりのある福祉の推進「児童福祉、高齢者福祉、障害者(児)福祉、低所得者福祉」 安心して暮らせる福祉の基盤整備の充実「地域福祉、家庭福祉、福祉行政」	健康づくりに関する知識・情報が地域住民に十分に普及していない。 福祉ネットワークが地域に定着していない。 学童保育事業を支える地域ネットワークが十分に整っていない。 高齢者が社会に参加できる環境が整っていない。 地域の諸団体が相互に連携できる環境が整っていない。 家庭環境の問題を個別に支援する体制が不足している。 生活支援ボランティアの登録制度と育成。	課題を共有し、相互理解を図る場や機会がない。 事業計画・実施に住民が参加できるしくみが必要である。 政策策定における協働のルールを整備していく必要がある。 適切な活動の場に結びつけるような体制が整っていない。 他分野にわたる横の連携を強化する必要がある。 地域コミュニティの再生と活性化。
愛着や誇りの持てるまちにしたい 生きがいのあるまちにしたい	第2章 多彩な生活を提案し新しい文化を創造するまちを創る	読書ボランティア、外国語学習等 青少年相談員、子供会、PTA、地域による活動、見守り等 郷土芸能発表会 町民スポーツ大会、スポーツ教室への参加	個性と創造性のある生涯学習の推進「幼児教育、学校教育、社会教育、青少年の健全育成」 価値観のある生活文化の創造「住民文化、文化財」 スポーツを通じて健康な人づくり「スポーツ・レクリエーション」	協働の理解が不十分。 協働できるものを整理し、情報を提供してほしい。 他分野にわたる横の連携が不足している。 どこにどのような資源があるかわからない。	人材育成。 人材バンク(協働事業へつなげるしくみづくりが必要) 地域資源を発掘・共有し、まちづくりに活かしていく必要がある。
安心して快適に暮らせるまちにしたい 交通環境に配慮したまちにしたい	第3章 魅力ある拠点と都市の機能を豊かにするまちを創る	公園管理(ボランティアによる草刈等) 公共交通活性化協議会会員として参画	魅力ある街づくりの推進「市街地の整備」 暮らしの満足感を高める居住環境の整備「公共下水道、公園・緑地、ガス・水道」 総合的な交通体系の確立「道路、公共交通」	ボランティアに関する情報が無い。 協働の理解が不十分。	人材育成。 人材バンク(協働事業へつなげるしくみづくりが必要) まちづくり関係情報を一元化する必要がある。 課題を共有し、相互理解を図る場や機会がない。 住民参加のしくみがない。
豊かな自然環境を残したい ごみのないきれいなまちにしたい	第4章 豊かな環境と共生するまちを創る	花いっぱい運動事業(ボランティアによる植栽) 各地域の環境美化活動 農地・水・環境保全向上対策事業	快適な生活環境の整備「ごみ処理、排水対策、汚水処理」 豊かな自然と住環境との調和の推進「緑化推進、公害対策」 環境美化・環境保全の推進「環境美化、環境保全」	地域活動の情報がわからない。 ボランティアに関する情報が無い。 住民同士の情報の共有と交流の場がない。	人材バンク(協働事業へつなげるしくみづくりが必要) まちづくり関係情報を一元化する必要がある。 住民活動を支援する制度が必要である。
災害に強いまちにしたい 安全で明るいまちにしたい	第5章 安全な暮らしを確保するまちを創る	自主防災 消防団 町防犯組合 自主防犯 交通安全教室 登下校時の児童見守り等	災害に強いまちづくりの推進「防災、消防」 安全で明るいまちづくりの推進「交通安全、防犯」	身近な問題を解決するための相談場所が少ないので、多様に設ける必要がある。 住民同士の情報の共有と交流の場がない。	課題を共有し、相互理解を図る場や機会がない。 地域団体の相互協力を促進・支援していく必要がある。
挨拶の行き交う明るいまちにしたい 住民参加型のまちにしたい	第6章 住民の参画と共存できるまちを創る	区長会 町民意識調査 各審議会、委員会等への参画 「住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会」より町へ「提言書」の提出 「住民参加・協働のまちづくり委員会」委員として参画	住民本位のまちづくり「住民参加、コミュニティ、男女共同参画社会、国際化」 効率的な行政推進の展開「行政改革、行政情報、市制施行」	協働の理解が不十分。 住民の発案をどこに相談したらいいかわからない。	協働の理解が不十分。 地域の実情にあった政策をつくる必要がある。
活気あふれる楽しいまちにしたい 観光振興の充実したまちにしたい	第7章 賑わいを育む産業と観光を創造するまちを創る	農業体験学習 なつまつり事業 産業祭 朝市 ビッグネット 白里遊楽市 納涼盆踊り大会	新しい時代に対応した地域産業の振興「農業・漁業、商工業」 魅力ある観光の振興「観光」	農業後継者の不足。 情報交換できる場がほしい。	情報交換・共有できる場を設ける必要がある。 住民主体によるまつりを実施する。

「まちづくり推進計画」 個別施策の実行
住民協働推進室の設置 住民活動サポートセンターの創設 パブリック・コメント制度の導入 協働サロンの開催 学習機会の充実 職員研修制度の充実 ふるさと応援寄付金制度の創設 情報公開及び共有の推進 住民協働事業の導入 パブリック・インボルブメント制度の導入 住民参加・協働条例の検討 地域まちづくり協議会の立ち上げ 協働型事業評価の模索

「大網白里方式」によるまちづくりの活性化

心から住んで良かったと思えるまちの実現

「住民の声」は、町総合計画「地域の声」及び住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会「部会活動報告と提言」を参考に挙げてあります。

- 3 推進計画の戦略手法

本計画の期間は、以下の段階的な取り組みを実践することで、住民・行政それぞれの意識改革と、協働のまちづくりの意識を徐々に醸成していく。そのために3段階のタイムスパンで捉え、第1段階：1～3年、第2段階：3～5年、第3段階：5～10年を目標とした。

また、それぞれの段階での戦略は下記に示すとおりである。

第1段階

1年～3年

(狙い)：初期段階では、協働のまちづくりをめぐる理解を浸透させていくことを目標とし、住民相互の交流の活発化及び住民と行政との応答的關係を構築するための環境整備に重点を置く。

(住民)：多様な情報の共有と様々な機会を通じてまちづくりの第1歩を踏み出す。

(行政)：住民の自発的な活動を支援する体制の整備。

住民と向き合う機会を増やし、信頼の構築と意識改革に努める。

(戦略)

推進体制の整備

1-1 (仮称)住民協働推進室の設置

1-2 (仮称)住民活動サポートセンターの創設

1-3 パブリック・コメント制度の導入

1-7 (仮称)ふるさと応援寄付金制度の創設

情報の共有化

1-4 協働サロンの開催

1-8 情報公開及び共有の推進

意識改革と人材育成

1-5 学習機会の充実

1-6 職員研修制度の充実

第2段階

3年～5年

(狙い)：中期段階では、初期段階において整備した環境の中で、実践したまちづくりの進捗状況に応じながらより一層の拡充を意図した環境整備を行う。

(住民)：まちづくりに携わる中で、自発的な企画提案を行うとともに、町の事業

計画の実施の段階にも徐々に参画する。

(行政) : 住民の参画機会を増やししながら、住民の自発的活動に委ねることに相応しい場合は、住民に即した役割分担の見直しを行う。

(戦略)

推進体制の整備

2-1 住民協働事業の導入

2-2 パブリック・インボルブメント制度の導入

2-3 (仮称) 住民参加・協働条例の検討

第3段階

5年～10年

(狙い) : 長期段階では、住民がまちづくりに対する理解と実践が成熟してくる段階において、住民が自ら意思決定をなす自治の環境整備を行う。

(住民) : 地区ごとの自立性を高め、地域の問題解決をめぐる総意形成を行い、行政とのパートナーシップを確立する。

(行政) : 住民の自立を尊重し、住民参加・協働のまちづくり体制を条例に定め、パートナーシップの下、協働事業へのシフトや事業の融合、連携を推進する。

(戦略)

推進体制の整備

3-1 地域まちづくり協議会の立ち上げ

3-2 協働型事業評価の模索

個別施策について

- 1 - 1 (仮称) 住民協働推進室の設置

協働のまちづくりを推進するためには、協働に関わる行政の体制づくりも必要である。そのため、庁内を横断的に連携する（仮称）住民協働推進室を設置し、（仮称）住民活動サポートセンターと連携し、住民参加・協働のまちづくりを中心的に担う。

「現状と課題」

庁内の横のつながりが弱い。

職員の協働に対する意識不足。

協働に係る行政の窓口を一本化しないと、住民にわかりにくい。

住民の発案をどこに相談したらいいかわからない。

住民協働によるまちづくりを支える仕組みを役場の組織として整える必要がある。

住民要望が多様化・複雑化し、担当課だけでは対応できない。

行政内部でのまちづくりの調整機能を行うところがないので、統一した施策展開が不可能。

「目標と構想」

私たちが、自分たちの住んでいるまちをより住みよくするために、住民相互の連携を可能にする（仮称）住民活動サポートセンターと連携し、住民活動に関する相談、情報の提供、人材育成などを行い、地縁組織・住民活動団体との協働が進むようコーディネート役の役割を果たす。

住民及び職員への住民協働に関する啓発に関すること。

住民協働に係る施策の企画及び推進に関すること。

住民の自発的な公益活動の支援に関すること。

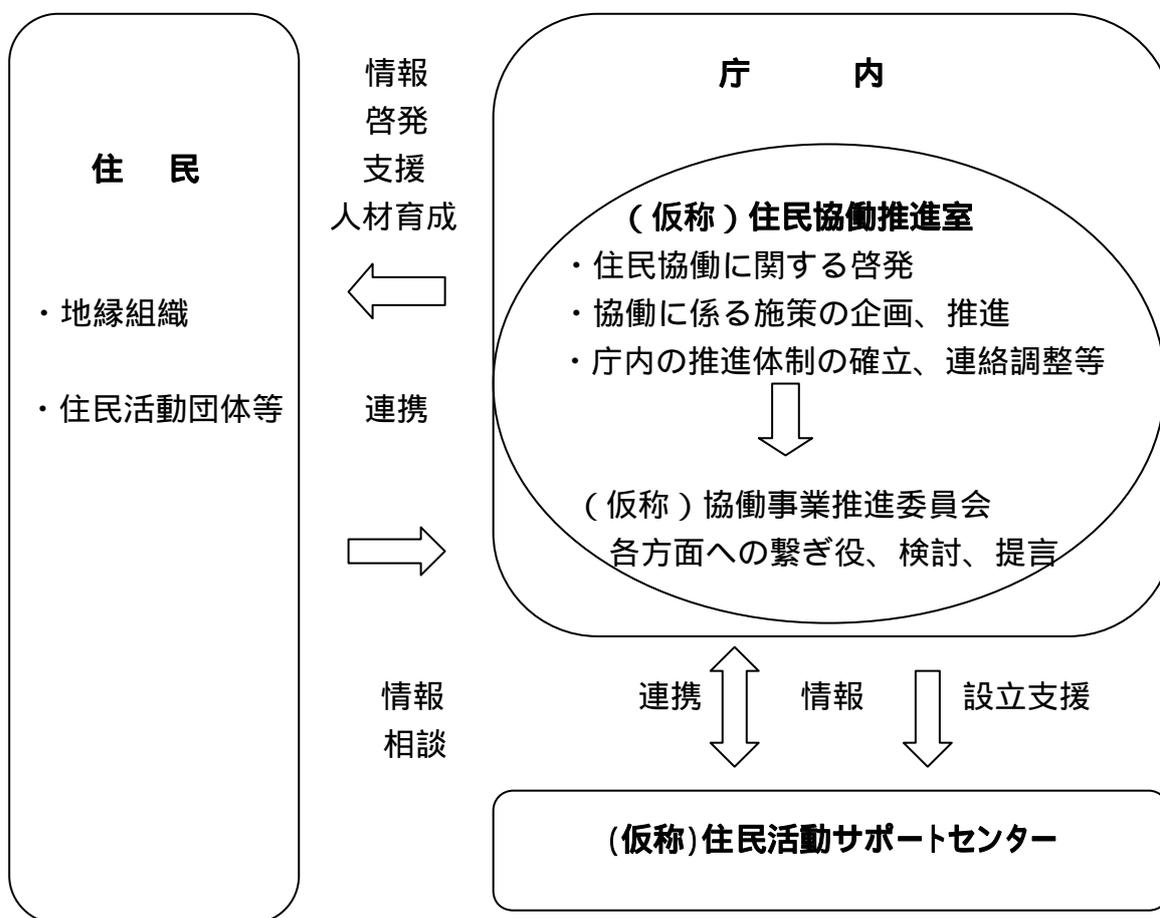
（仮称）住民活動サポートセンターの設立支援等に関すること。

住民協働に関する庁内の推進体制の確立及び連絡調整。

地域コミュニティとの連携、支援。

各方面への繋ぎ役、検討、提言を行う場として、（仮称）協働事業推進委員会（ ）を立ち上げる。

住民協働推進室のイメージ図



「効果」

(仮称)住民協働推進室を設置することにより、町の協働に関する取り組みが明確になる。

町全体（住民・行政・企業等）として協働に対する意識が向上する。

市内連携が図れるようになる。

協働に係る窓口が明確となり、住民も相談・提案しやすくなる。

(仮称)住民活動サポートセンターと連携し、住民参加・協働のまちづくりを担い、推進していくことが出来る。

まちづくりの調整機能を行なうことから、統一した施策展開が可能となる。

「方法と戦略」

町は、住民活動の支援及び住民との協働を推進するため(仮称)住民協働推進室を設置する。

(仮称)住民活動サポートセンターや市内関係課と連携可能な(仮称)住民協働推進室の設置について

庁内協議・調整
まちづくり政策推進会議への付議
（付議案件については、総務課と協議・調整）
（仮称）住民協働推進室の設置とサポートセンター所管課としての
位置づけ
課等の設置に関する庁内決定及び手続き
課設置条例案の作成 各種団体協議・調整
課設置条例案議会提案 課設置条例案議会審議

（仮称）協働事業推進委員会の所管は（仮称）住民協働推進室とし、立ち上げ時期は（仮称）住民協働推進室に委ねることとする。この推進委員会は、広い意味でゆるやかな検討の場、繋ぐ場として位置付け、まずは、サポートセンターを準備していく部分から、第2段階では、住民協働事業の審査・評価する部分、さらには、住民参加・協働条例の検討等を行っていく部門などというように、各部門を設け、検討・提言をしていく場とする。

- 1 - 2 (仮称)住民活動サポートセンターの創設

(仮称)住民活動サポートセンターを設置し、住民活動等をしている団体やこれからボランティアを始めてみたい方などに、住民活動に関する様々な情報を提供する。

また、住民活動の場の提供、住民活動団体の交流、情報の収集、発信を行うことにより、住民との協働を推進する。

「現状と課題」

住民活動等をしている団体や住民、行政が、互いにどんな考えを持っているか、どんな資源を持っているか、どんなサービスを提供できるか、どんなところで協力できるかなどの情報や話し合う場がなく、また、住民活動に関心があっても、それらの情報を満足に得られない、自らそれに参加する意思があっても適切な活動の場に結びつけるような体制がない。また、地域のまちづくりを支援するための情報の共有環境がなく、まちづくりそのものに対する関心を高める情報提供環境がない。そのため、町内の横断的な連絡調整を強化するとともに、以上のような情報を提供・相談・共有しうる、住民活動団体等と行政とをつなぐパイプ役的機能を持つ場が必要である。

< 住民の相互連携の不足 >

住民活動団体を把握していない。

地域活動の情報が、活動に参加する者だけに留まっていることが多い。

情報共有の手段が限られている。(ネットワーク化が図れていない)

住民同士で解決できる問題も全て町側に苦情として寄せられる。

地域住民の相互の意思疎通の不足。

まちづくりを担う人材育成の不足。

< 住民の情報不足 >

身近な問題を解決するための相談場所がわからない。

活動内容について把握していない組織や団体等もあり、協力関係を築きにくい。

情報が散在しており、見つけづらい。

住民と行政の意見交換ができない。

情報を共有するインフラ整備がされていない。

<行政の対応不足>

ボランティア団体などについて、担当所管ごとに団体を把握しているため、問題解決に向けた横断的な活用ができていない。

町に登録のあるボランティア団体については把握しているが、それ以外の（地域の方が集まって実施している）ボランティアについては、把握していない。各団体が置かれている問題状況など把握していない。

定期的に情報を開示する場所等がない。

「目標と構想」

住民参加・協働のまちづくりを効果的・円滑に進めるためには、地域のまちづくりを支援するための情報の共有環境を整備するとともに住民活動団体等と行政とをつなぐパイプ役的機能を持つ組織が必要と考えられる。本町におけるサポートセンターは、公益活動をサポートするとともに、公益活動の機会と場所を提供する。また、パソコンを設置することにより、公益活動上の作業やインターネット検索を可能とする。

<コミュニケーション促進機能>

まちづくりサロンに関わる開催・進行・管理などを共有する事務局機能（まちづくりに関わるサロンを開催する場合、（仮称）住民協働推進室と連携し、進行・管理などに努める。）

住民活動団体と行政とのコミュニケーション・調整を図る機能

（打ち合わせや話し合いの出来る交流コーナーを設けることにより、その場でコミュニケーションを図ることが可能となる。また、コーディネーターとして、意見や活動を引き出し、それを推し広げ、結びつけていく人材を育成し、常駐させることにより、住民活動団体等を支援する。）

<相談・情報共有機能>

まちづくりに関する行政からの情報の集約・提供等を共有する広聴広報機能（住民活動団体の情報や関係図書などの閲覧ができ、インターネットも利用できるような情報コーナーを設けることにより、住民も行政も情報を提供することが可能となり、同時にそれらの情報を得ることが出来る。）

まちづくりなどに関する相談室機能の共有（イベント企画・開催、打ち合わせや会報づくり等ができるスペースを提供するなどのボランティアや住民活動団体の支援をし、また、まちづくり以外の相談を受けた場合は、関連するところへ誘導するなどさまざまな活動拠点となる。）

ボランティア育成講座の開催とネットワークづくり

（町が実施している既存の講座等と連携し、ボランティア活動などに移行できるような人材育成を図る。）

< 住民と行政の媒介機能 >

住民が提起するまちづくりを共有する窓口機能

(住民生活におこる様々な課題を、住民・住民活動団体等と共に話し合える場)

住民レベルで対応できることはコーディネーターが対応し、各種団体につないだりする。一方、行政に働きかける必要がある場合は、現場窓口(サポートセンター)から(仮称)住民協働推進室へ媒介する。

< 住民活動情報ネット機能 >

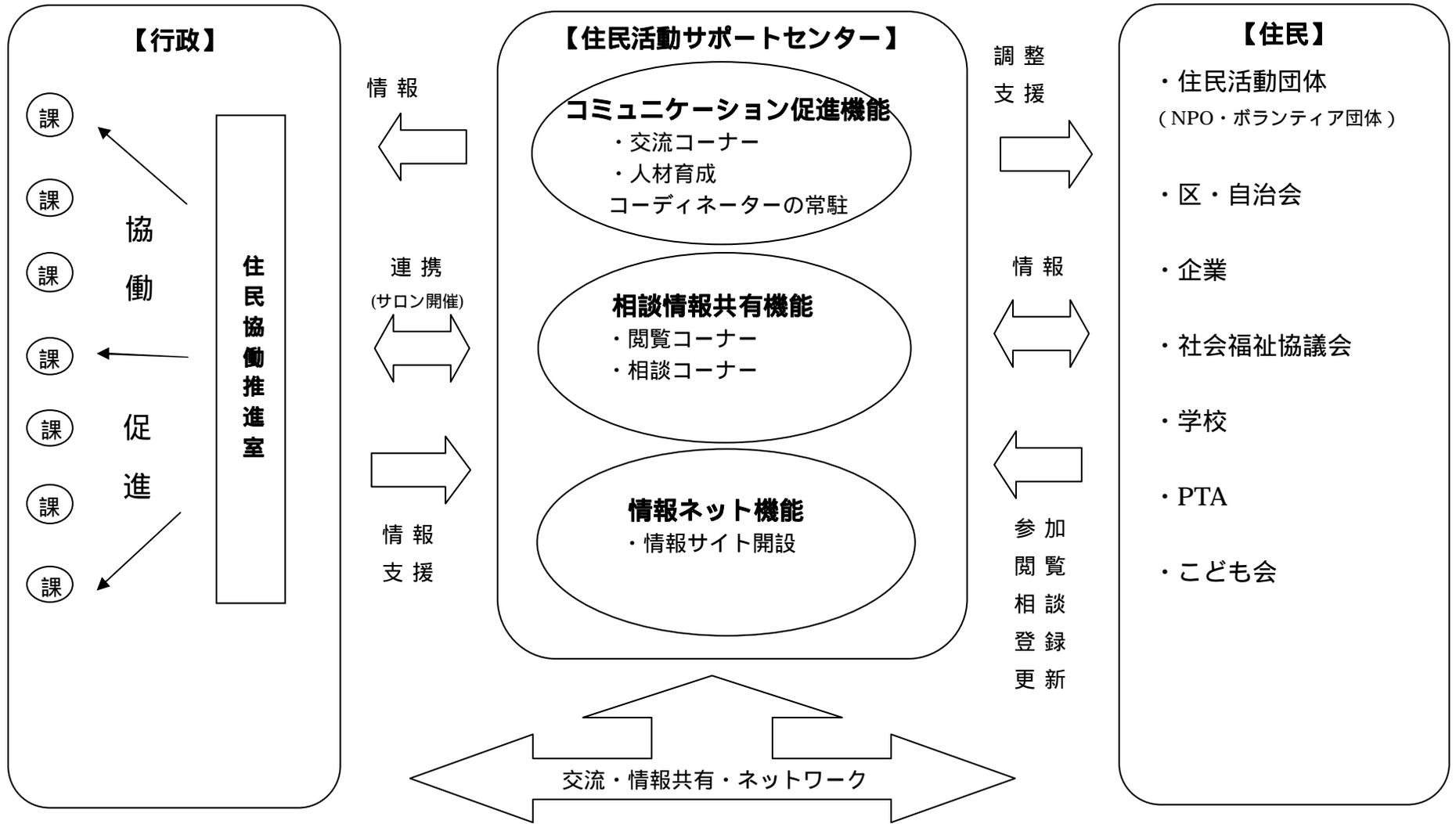
住民活動情報ネットは、それぞれの主体がまちづくりに取り組む際に必要な情報を入手し、活かしていくことというのが基本的な主旨である。行政からの一方的な情報提供ではなく、このネットを様々な主体が使っていくということが重要であり、住民活動団体の活動情報や、町からの活動支援に関する様々な最新情報を届ける。

住民活動団体等の情報を発信することができるインターネット上の情報サイトを開設し、住民活動を推進していく。

情報の登録・更新を各団体が直接行い、地域の活動やNPO等による活動を紹介する。

まちづくりに関する情報を幅広く共有することにより、住民活動への関心を促し、住民活動が更に活発化していくことを目指す。

住民活動サポートセンターのイメージ図



「効果」

サポートセンターは、各種住民活動団体が、活動のための打ち合わせや作業、情報発信・情報収集することができ、他団体との交流の場ともなることから、情報を共有し、協力体制が取りやすくなる。

<コミュニケーション促進機能>

住民と行政の間の情報共有、住民活動に関する学びの場。
行政と住民が意見交換することができる場。
情報コーナーや交流コーナーを設けることで、活動が活発化する。
地域相互に抱える課題解決の糸口へとつながることが期待できる。

<相談・情報共有機能>

各地域の課題や課題解決に向けた活動状況を、情報として広範囲の住民に周知することができる。
まちづくりに対する感心を高め、その情報を参考として新たな地域活動が生じる。
まちづくり情報を把握できる場。
協働サロンを開催する一つの「場」となり、情報の共有が図れる
人材育成が図れる。

<住民と行政の媒介機能>

NPOや住民活動団体の自立支援や相互媒介。
事務局を通じて各課に伝えられることで、行政がもっている情報が住民に伝えられ、連携がスムーズになる。
各担当課が進める各種事業について、住民との協力が必要になる場合、(仮称)住民協働サポートセンターを通じて幅広く連携を模索することができる。

<住民活動情報ネット機能>

まちづくり関係情報が一元化され、検索が容易となる。
情報を共有することと、意見を出せるなど双方向での意見交換ができる。
会員同士のまちづくりにおける意識の醸成が図れる。

「方法と戦略」

住民有志が既に民設民営でサポートセンターを設立し、活動を始めているので、それと連携する形で住民への周知・必要性などの意見聴取を実施し、設立・運営について検討していく。本町のサポートセンターの持つべき機能・制度設計についての詳細は、準備委員会に委ねるものとする。

(行政)

サポートセンターの設置・運営に係る準備委員会の設置について

庁内協議・調整、民設民営のサポートセンター、社会福祉協議会、各種団体（地縁組織・NPO・ボランティア・商工会・企業など）との連携。

準備委員会は、既に民設民営でサポートセンターを設立・運営している団体から活動内容等を聞きながら、民でどこまで出来るのか、新たに公設のものが必要になるのか、民設民営のサポートセンターを支援する形にするのかなどの検討からはじめる。

まちづくり政策推進会議への付議

(付議案件については、総務課と協議・調整)

(仮称)住民協働推進室を所管課としての位置付け(推進計画1-1参照)

課等の設置に関する庁内決定及び手続き。

課設置条例案の作成 各種団体協議・調整

課設置条例案議会提案 課設置条例案議会審議

サポートセンター設立のための予算措置 財政協議

(住民)

住民主体による活動の充実 サポートセンターの運営

住民や町内で活動しているNPO等に住民活動サポートセンターの活動内容等について、広く周知活動を展開する。

(住民と行政)

サポートセンター準備委員会設置

(仮称)住民協働推進室と公募委員等による準備作業の開始

既に民設民営でサポートセンターを設立・運営している団体には、準備委員会に参画してもらい、取り組んできていることを活かしながら進めていく。

・場所の選定・・・ア 既存施設 イ 新設

・人員編成の検討(住民ボランティアの登用)

・センターの機能検討 【目標と構想】 ~ 参照

サポートセンター設置運営

・直営

・公設民営

・民設民営

- 1 - 3 パブリック・コメント(P C)制度の導入

パブリック・コメントは、住民の皆さんと協働のまちづくりの推進を図るため、町が基本的な政策の意思決定を行う前に、広く住民の皆さんから意見をいただき、これを参考にして意志決定するとともに、いただいた意見の概要と町の考え方などを公表していく一連の手続きのことである。

「現状と課題」

パブリック・コメントについては、条例として整備されていないがゆえに、行政裁量で事が進められているため、ルールとして整備していく必要がある。

住民意見を聴取する機会がない。

住民と行政との応答的なやりとりが進んでいない。

住民の意思が反映されない。

住民の視点と行政の視点が違う。

行政主体で政策を進めてきたため、住民のニーズにあっていないケースもある。

「目標と構想」

町民の皆さんが意見を提出する機会を保障することにより、町の意志決定過程における公正性の確保、透明性の向上を図るためルール化を図る。

町民の皆さんの町政への参画の促進を図る。

「効果」

行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意思決定に反映させることが出来る。

住民が、町の事業・政策に関心を持ち、少しずつでもまちを担っているという主体性をもたらしていくことができる。

「方法と戦略」

パブリック・コメント手続実施要綱を作成し、手続について基本的な事項を定め、住民の町政への参画を進める。

住民の皆さんの意見を行政に反映させるため、条例の制定改廃、行政施策の策定に当たっては、住民にわかりやすく提供し、ホームページ等を通じて寄せられた意見を考慮しながら、最終案を作っていく。また、出されたコメントに対しては、十分説明責任を果たしていく。

【第2段階】

法的根拠のある条例を段階的に整備する必要があり、第2段階で「住民参加・協働条例」と合わせて検討し、これに盛り込むこととし、第3段階での策定を目指す。

- 1 - 4 協働サロンの開催

協働サロンは住民参加の交流を図る仕組みの一つであり、協働のまちづくりを推進する上で、サロンの大きな役割は「住民と住民」「住民と行政」が身近な地域課題を議論することで、その課題解決の糸口を見つけ、相互理解を図り、情報の共有をなす中心的な「場」や「機会」を目的に開催する。

「現状と課題」

- 1 - 2 で記述してある（仮称）住民活動サポートセンターが「拠点」の創設を主体としているのに対し、協働サロンはNPO・住民活動団体・行政など多様な主体が交流する「場」・「機会」を通じた住民参加・交流のしくみと言える。

今現在、住民と行政が情報を共有したり、意見交換をしたりする機会は、アンケート・住民説明会・各団体への通知などを行っているが、それらの問題点として、活動に必要な情報や意見交換の「場」・「機会」がないため、課題への対応についても、解決の糸口が見出しづらい状況にある。

人口規模5万人の本町にとって、協働サロンは「顔が見えるまちづくり」を実践するための「はじめの一步」として取り組むことが求められている。

< 住民の相互連携の不足 >

各団体ごとの議論はあるものの、団体を越えた連携を模索する場がない。
新旧住民の文化の違いが住民の相互理解を妨げている。
参加の機会が限定されているので、意見を言う場がない。

< 住民の情報不足 >

住民は町で何が問題となっているのかを知り得ない。
住民ならではの思いが様々に存在しているにもかかわらず、行政的な手続きを含め、それをどのように具体的に進めていけばいいのかが分からないので、次の一步を踏み出せない。
誰でも必要な時に、必要な情報が得られない。
情報を簡単に入手できるハード・ソフトの環境が整備されていない。

< 行政の対応不足 >

住民ニーズの把握と提案する「場」や「機会」がなく、住民の実態を十分に理解していない。
まちづくりの意識を向上する機会がない。

「目標と構想」

誰もが情報を共有できることにより、住民と住民、住民と行政、行政の部局間での意思の疎通や相互理解が進み、お互いの顔が見える関係がつくられ、信頼の強化につなげていく。

初期の段階では行政がリーダーシップをとり、身近なテーマからスタートさせ、活動をとおして、良い人間関係で自分の「居場所」を創り出す意味のはじめの一步として、まちづくりに関する情報や課題が共有できる場「協働サロン」を開設する。

将来的には住民主体あるいは、中間支援組織が運営を担い、多くの住民が何らかの地域活動のチャンネルを持ち、それらを通じて住民どうしがふれあい、活発なコミュニケーションを期待し、様々な個性や能力を持つ住民が地域への関心を深め、活動経験を積むことにより人材の創出が期待される。

テーマを決めて定期的にまちづくりサロンを開催。

- ・身近なテーマからスタートさせ持続させていく。
(福祉・健康、暮らし、環境、都市基盤、教育など)
- ・出会い、話す機会を増やすことから、気軽に参加できる環境を創る。

サロン開催の主体と開催意図

- ・各地域に根付く活動とするために、既存組織を主体に展開する。
(区・自治会、商工会、社会福祉協議会等の法人、住民有志など)
- ・町政を知り、解かり、関わることの出来る機会を創出する。
- ・住民生活の中における関心事、興味事の知識・能力をまちづくりに活かす。
- ・回を重ねることで、地域・団体のファシリテーターを担う人材を育成する。
- ・フォーラム・シンポジウムなどイベントを開催し、サロンの活性化を図る。
- ・サロンの形態は様々であるが、初期段階では少人数による井戸端会議型対話を重視する。
- ・(仮称)住民協働推進室などが、フォーラム・シンポジウムなどイベントを開催し、地域活動の推進役を担う。

「効果」

異なる団体同士、あるいは行政と活動団体など、協働のまちづくり活動の創出や活動の効率化を促進する多様な出会いと交流機会の提供の場であるサロンを開設することにより、自らの課題解決や地域の発展にも寄与しうるような住民参加の機運を醸成すると考えられる。

一方行政側としては、日常的に広く、住民や活動団体の意見や意向を集める機会となり、まちづくりの問題点などについて、気軽に相談できる機能も付加できる。

また、住民側としては、住民や活動団体の広報・PRや新たな参加者の募集、先進的なモデルとなる取り組みの紹介や支援など、活動の成果を発表する機会の充実が図れ、取り組みに対する理解を促進することが出来る。

< 情報共有機能 >

行政による、まちづくりに関する情報を提供できる。
まちづくりに関する住民ニーズの把握、課題が共有できる。
まちづくりに関する意見など課題を図る機能を持つことができる。
交流により、問題点が明確となり、行政の対応すべき項目が明らかになる。

< 住民と行政の媒介機能 >

住民と行政の間における相互理解を踏まえ、一定の「合意形成」が作り出される。

サロンは、行政の広聴機関として横断的機能を共有できる。
多様な主体が交流することにより、住民同士の助け合いが可能になる。

< 人材育成機能 >

多様な主体の開催が可能なることから、コミュニティサロンとして地域住民の住民自治に関する啓蒙と住民参加の機運を醸成を図る場になりうる。

住民協働の動きの醸成の場。

「方法と戦略」

協働サロンを開催し、まちづくりに係る情報を提供・共有する。(仮称)サポートセンターにサロンの機能を持たせることもできると考えられるので、協議していきたい。

協働サロンの準備委員会設置 【(仮称)住民協働推進室・各種団体】

サロンの開設

ア 開設日 イ 場所 ウ 方法

協働サロン運営方針の策定

ア 目的

- ・ 多様な主体の交流
- ・ まちづくりに関する活動内容の情報共有

イ サロンの機能(役割)

- ・ 住民参加推進の醸成
- ・ 情報提供(何をどのような形で)
- ・ 意見交換会(町の施策について)
- ・ 説明会(町の施策・事業について理解を得るため)
- ・ ワークショップの開催(地域の課題解決のため)

定着させる具体的戦略

- ・はじめは（仮称）住民協働推進室が主導しながら協働サロンをモデル的に展開する。協働サロンを開催する意義を、住民と担当課に広く周知化させていく。

協働サロン要綱策定 庁内協議・調整、各団体協議

課設置条例の改正案の作成 庁議付議

課設置条例案議会提案 課設置条例案議会審議

- 1 - 5 学習機会の充実

(出前講座、各種講座・教室、広報活動を含む)

「現状と課題」

本町では、町民に広く学習機会を提供するため、各種講座や教室を開催している。住民の意向やアンケート結果などを参考としながら、内容や講師などを選定しているが、それが直接住民との協働やまちづくりに直結するものとはなっていない。

今後は、学習機会の充実を図るとともに、まちづくり出前講座や広報活動を通して、協働のまちづくりとは何なのか、住民も職員も共に理解を深め、共に学習していく機会の充実を図る必要がある。

何が協働なのかわからない。

住民、行政共に協働の必要性や意義、互いに関する理解、認識が不足している。

住民と行政が協力しながら地域の自治を実践していく方向性が模索され始めている。

協働への理解が不十分なため、住民相互の連携や合意が難しい。

まちづくりへの関わり方がわからない。

「目標と構想」

まちづくりは、「協働」を理解することから始まるといっても過言ではなく、住民一人ひとりと行政職員が「協働」を共有することが求められる。そこで、協働に対する認識と理解を深めるため、(仮称)住民活動サポートセンターや協働サロンにおいて、出前講座やワークショップなどの、住民が協働のまちづくりについて学ぶ場や機会を設け、協働を推進する基礎づくりを行う。

また、住民と行政が共に公共課題について学び、意見交換し、解決策を考える機会を設ける。

< 出前講座 >

出前講座・・・新たな施策や事業などに関する説明を、職員が地域に出向いて行い、課題を共有する。また、各単位の住民の要請に応じて、各テーマ別の事業についての説明を行う。

< 各種講座・教室 >

学習講座・・・現在行政が実施している多種多様な講座の、より一層の充実を図る。

例) いきいき町民大学講座、城西国際大学公開講座、読書ボランティア養成講座、マタニティ教室、悠々セミナーなど

<協働の講座・ワークショップ>

住民協働講座・講演会

協働に対する認識と理解を深めるため、協働の基本的なものから先進事例などを紹介し、各分野の専門家の知見や実際に活動にあっている住民の活動事例などを学び、協働への参加を促す講演会を開催する。

シンポジウム・フォーラム

多数参加型で、特定のテーマについて討論や意見交換を行ない、各分野で計画を策定したり、制度を作ったりする際、住民に知らせ、理解を深めることが出来る。

ワークショップ

既存・新規事業を進めるにあたって、可能な範囲で住民と職員が一緒になって作業をすることにより理解を深める。特に計画段階から住民の意向を反映させるために、ワークショップを活用していくことが必要となる。

<情報提供体制の確立>

(仮称)住民活動サポートセンターに住民活動情報ネット機能を持たせ、必要な情報提供に努める。

行政が主体的に行う情報提供

町としてまちづくりに関する事業を行うことを検討する場合や、既存事業の推進にあたって、住民に周知させる必要のある情報がある場合など、広報紙や町ホームページなどで周知を図る。

「効果」

<協働の講座・ワークショップ>

住民参加・協働について理解を深め、知りたい情報を得ることができ、必要な知識や技能を習得できる。

住民が自発的な意見や討論を行うきっかけを作る。

学んだことを実践に移していく、若しくは意識改革が進むことにより、住民参加や協働が進む。

情報交換することにより、互いにニーズや成果を把握できる。

住民側が、学んだことを活動に移していければ、これまでのような行政サービスの受けてとしての意識にとどまらない、公共の担い手としての意識の転換が図れる。

<情報提供体制の確立>

施策に対する理解が深められ、より一層情報の共有化が図れる

情報が分かりやすく伝えられることで、住民は理解を深めるとともに、どのような意見を言えばいいのかが分かりやすくなる。

「方法と戦略」

< 協働サロンの一環としての講座・ワークショップ >

(仮称) 住民協働推進室

各講座・ワークショップにどのようなメニューを用意することが望ましいか住民から幅広く募る。合わせて予算についても積算する

年間計画を立て周知し、参加者を募る。基礎的な知識を得られるものから順に進める。 入門編、 基礎編、 応用編

< 情報提供体制の確立 >

(仮称) 住民協働推進室と関係各課及び企画政策課(町ホームページ)、秘書広報課(町広報紙)との連携を図る。住民協働に関する情報を提供する。

(仮称) 住民活動サポートセンターと連携し、住民情報ネットへの掲載、充実を図る。

< 実践に移すための連携 >

(仮称) 住民協働推進室や(仮称) 住民活動サポートセンターが各地域団体と連携し、グループディスカッションなどを実施し、講座で学んだことを実践に移していけるようなしくみを検討する。

(仮称) 住民協働推進室や(仮称) 住民活動サポートセンターにおいて、講座等の受講者名簿を作成し、何かやりたいという人について、学んだことを実践に移すことができるよう、各種団体と連携し支援していく。

- 1 - 6 職員研修制度の充実

住民協働によるまちづくりの取り組みは、まだ歴史の浅い新しい手法であり、現時点では住民や行政において馴染みが薄い存在である。そのため、住民参加・協働を推進するためには、職員一人ひとりが住民参加・協働の意義を理解するとともに、その推進者としての意識を持って取り組む必要がある。

「現状と課題」

職員研修は、総務課が主体となり、庁内での研修のほか、行政組合や自治専門校等において実施しているが、協働につながるような研修が少ない。

行政分野によっては、これまで「協働」と馴染みが薄い部署もある。

人事異動によって振り出しに戻ることもある。

職員の意識が住民参加・協働は面倒であると考えてしまう。

中央集権から地方分権への移行に対する職員の理解が不足している。

「目標と構想」

住民との協働によるまちづくりを推進するため、職員としての必要な知識を身に付け、協働の必要性を認識し、職員一人ひとりが協働のあり方を考えるための職員研修を行う。また、コーディネーターやファシリテーターに関する研修など住民参加・協働に関する研修を取り入れ、住民参加・協働に関する知識や技能を身につけることを目指す。

所属する部署に関係なく、町職員全員が協働の必要性を理解することが出来るような研修会や講演会などを実施する。

(仮称)住民協働推進室等が開催する協働サロンに参加し、住民の意見を聞く機会を増やす。

「協働」に関する研究・検討

住民協働を推進することができるよう、(仮称)住民協働推進室と連携を図るため、各課へ「協働推進員」を配置する。

「効果」

広く職員が住民参加・協働について理解を深め、必要な知識や技能を習得でき、職員全体の住民協働に関する意識の向上が図れる。

「協働」を身近なものと捉え、協働型のまちづくりに対応できる柔軟性、積極性を持つことが出来る。

自治体職員として、住民との協働の視点を養うとともに、政策形成の基礎的能力が養成される。

住民活動団体等の活動内容を正しく理解し、積極的に協力体制を築くための意識が高められる。

「方法と戦略」

住民参加・協働に関する職員研修として住民活動をおこなっている当事者から実態を学ぶことや、大学と連携しながら、各専門分野ごとに先端の知識を学ぶことを企画し、開催する。なお、研修会を開催するにあたっては、庁内全体に意識的に研修内容等の情報を発信し、職員全体としての意識改革を図っていく。

例) 他市の住民協働サポートセンターの視察や、サロン、
協働講座への参加等

担当:(仮称)住民協働推進室(庁内研修・住民協働講座等)
総務課(行政組合・自治専門校・庁内研修等)

研修内容

- ・協働について【基礎編】(住民協働が求められる背景等)
- ・住民協働によるまちづくりへの理解を深める研修
- ・NPOの理解、協働促進のための研修
- ・協働をしていくうえでの不安や方法についてのグループワーク等を実施する。
- ・協働事業案を題材にして、ワークショップを実施する。

- 1 - 7 (仮称)ふるさと応援寄付金制度の創設

大網白里町への想いをもち、また共感する人々から寄付金を募り、それを財源にその意志を具体化することにより、個性豊かなふるさとづくりと協働のまちづくりに資することを目的とした「ふるさと応援寄付金制度」の創設。

「現状と課題」

町への寄付については、寄付される方に特別の目的がない場合には財政課で寄付（一般寄付）として受け付けている。貴重な寄付は、まちづくりのために有効に活用をしているところではあるが、平成20年5月から「ふるさと納税制度」が創設されたことにより、寄付金の一部が税控除の対象となっている。

ふるさとづくり基金としては創設されていない。

寄付金の目的（事業）を指定できるメニュー（使途）が不明確なため、住民の目に成果が見えていない。

ふるさと納税制度については、制度自体が認知されていない。

（PR不足）

「目標と構想」

本町においても、「ふるさと納税制度」導入にあたり「（仮称）大網白里町ふるさと応援寄付金制度」を創設する。

地域づくりの参加手法として、本町に対し、「貢献したい」、「応援したい」と考える住民を対象とし、寄付金を募集し、まちづくりへの共感やふるさとへ想いを持つ人びとを対象に寄付金による基金を設置し、新たな住民参加型のまちづくりを進める。

寄付制度を導入する。

寄付者が希望する政策メニューを提示する。

住民が混乱を招くことのない制度理解の普及啓蒙をする。

「効果」

地方（ふるさと）に対して貢献や応援をしたいという方々の思いを直接取り入れる手法として、住民側が日ごろ考えている事業や、町として新たに取り組むべきと思われる事業など、提案による協働事業を推進し、地域課題や社会的課題の解決が図られる。

波及効果として、「寄付」をとおしてまちづくりに参加しているという概念づくりと制度の浸透。

住民が政策メニューの検討に携わることで、住民によるまちづくりが推進される。

税金使途の透明性が増す。 納税意識の高揚
本町のまちづくりとして、まちのために活かしていくことで、町が豊かになっていく。

「方法と戦略」

制度化に向けた検討 庁内協議・調整

1、何に寄付してもらいたいのか、又は、何に寄付したいのか具体的な事業メニューを提示し、周知する。

・寄付する個人・団体が、町が提示する事業の中からその使い道を指定する制度(特に指定がない場合は、町長が必要と認める事業に活用する。)

事業メニュー

(例) 1. 気配りによる健康で生きがいのあるまちを創る

(地域社会との連携による福祉サービスの充実)

・少子化対策事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業など

2. 多彩な生活を提案し新しい文化を創造するまちを創る

・学校教育の充実に関する事業、生涯学習・文化振興に関する事業など

3. 魅力ある拠点と都市の機能を豊かにするまちを創る

(大網駅周辺の都市基盤整備の推進と都市機能の充実)

・大網駅東土地区画整理事業、道路整備事業、下水道事業など

4. 豊かな環境と共生するまちを創る

・排水対策事業など

5. 安全な暮らしを確保するまちを創る

・防災対策事業、交通安全対策事業など

6. 住民の参画と共存できるまちを創る

・住民参加推進事業、情報化推進事業など

7. 賑わいを育む産業と観光を創造するまちを創る

・観光振興事業、農地・水・環境保全向上対策事業など

2、事務事業としての評価

・利用した事業の内訳を公表し、事業評価を行う。

- 1 - 8 情報公開及び共有の推進

情報公開は、開かれた町政の推進に不可欠であり、町政に対する住民の理解と信頼を確保し、行政の説明責任を果たすために、原則公開と個人情報の保護を基本として公文書の公開と町政情報の的確な提供に努める。

住民参加・協働を推進するためには、情報公開は欠かせない条件である。

「現状と課題」

町では、住民の町政に対する理解と信頼を深め、町政への参加を促進し、公正でより開かれた町政の推進に資するため、平成12年に「大網白里町情報公開条例」を新たに制定し、情報公開の推進を図っているところであり、住民からの請求に応じ、個人情報や機密情報等を除いて公開を行い、請求件数についても広報等で住民に知らしめている。

本町の平成19年度実績としては、22件であるものの、全国的には、行政情報の行政側からの積極的な開示が進んでおり、この流れは今後ますます広がるものと思われる。

町でも、ホームページや広報等で、政策や課題について、開示する分野の拡大をはかり、手続きの簡素化等を検討しなければならない。

「目標と構想」

情報公開

情報公開条例に基づき、必要に応じて請求者に公開する。

町では、請求のあった日から15日以内に該当する公文書を公開するかどうかを決定し、請求者に書面で通知する。

公開の決定通知を受けた方は、通知書に記載された公開日時に町役場庁舎1階ロビーの「行政情報コーナー」で公文書の公開を受ける。公開は、公文書の写しの交付により行う。

情報共有

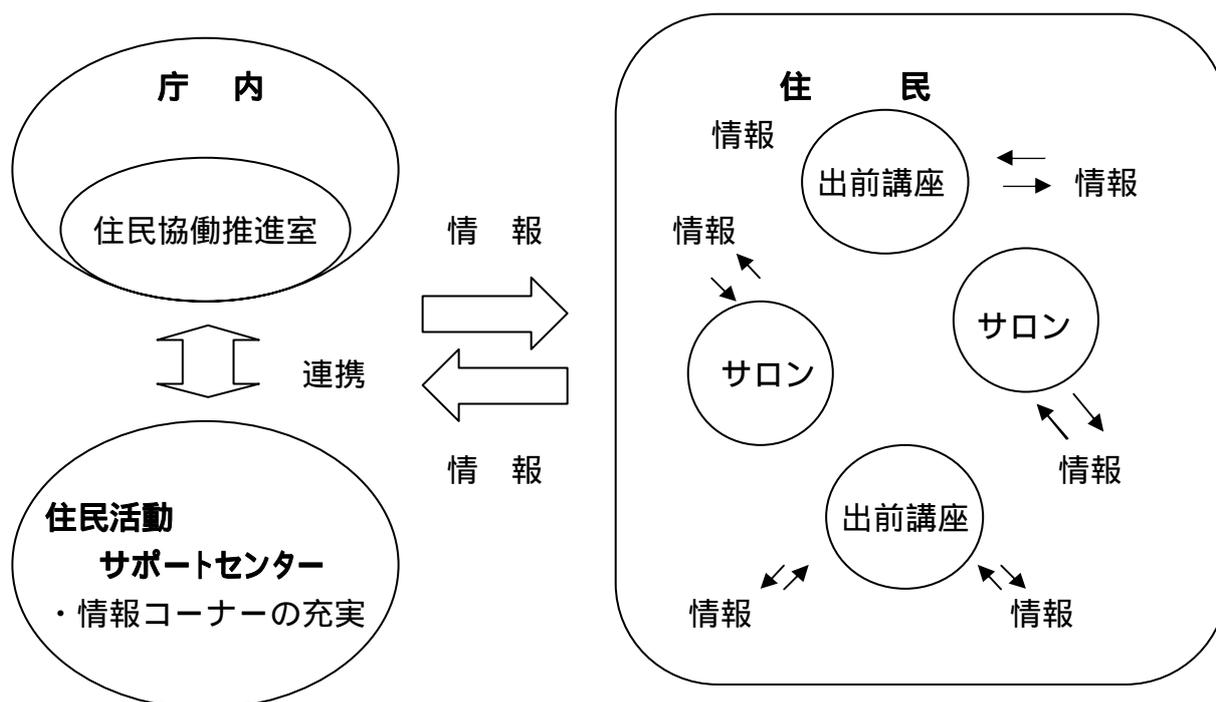
行政は、住民が必要な情報を、必要な時に知り得るようにする。また、住民側も、住民が持っている情報を積極的に発信するよう努力し、双方の情報を共有する。

(仮称)住民活動サポートセンターによる情報公開コーナーの充実、広報紙等さまざまな媒体により情報を積極的に提供し、町が持つ行政情報は、住民も合わせてもつべき情報と捉え、事業や施策についてより一層の周知を行うなど、総合的な情報公開を推進する。

住民活動サポートセンターの情報公開コーナーでは、住民の求める情報を集約し、よりわかりやすい形で提供していくことに努める。

情報共有にあたっては、サロンや出前講座等を活用する。

情報共有のイメージ図



「効果」

町の抱える問題点や課題が住民側にも見えてくることにより、協働のまちづくりに資する事業や施策を住民側が理解し、提案や住民活動に反映される。

各事業、施策に対する行政側と住民側の共通認識が図られる。

率先して開示することにより、町側は説明責任を果たすことができる。

情報公開することにより、住民と行政の信頼関係を深めることができる。

「方法と戦略」

情報公開を協働のひとつの手法、手続きとしてとらえた、より包括的な協働のまちづくりを推進するために、情報公開に努める。

行政は条例に基づいて、町政に関わる情報を積極的に公開・発信する。

行政は、協働サロン・出前講座・各種講座・教室など、情報共有できる場を設けていく。

情報は、住民が理解しやすいように整理し、必要な情報については、協働サロンなどを通じて住民に直接説明するように努める。

(仮称) 住民活動サポートセンターの情報コーナーの充実

情報公開の手続きの簡素化、インターネットを活用した申請及び情報開示の手法の導入

無用な大量請求やあいまい請求の排除

- 2 - 1 住民協働事業の導入

住民提案型協働事業と行政提案型協働事業を設定し、地域の様々な課題について、住民の発想や手法を活かした提案を募り、提案団体と町がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して解決に取り組んでいくものである。

地域の活性化や特色あるまちづくりの促進を図ることを目的に、まちづくり事業を実施する住民活動団体に補助金を交付する事業であり、事業のプレゼンテーションを行って事業の採択を決定し、決定された団体には一定の金額の補助金を交付する事業の展開である。

「現状と課題」

本町では提案型事業は実施しておらず、関係各課で所掌している目的事業のうち個人または団体に対し、補助金交付要綱により補助金を交付している。

制度構築に際し、対象者及び対象事業の範囲・対象経費・限度額の設定、事業可否の判断基準などを明確にする必要がある。

「目標と構想」

この事業は、住民からの要望の多い土木・排水関係事業の他、福祉・教育・環境など複雑化・多様化する地域の課題や、地域住民のニーズに対して、住民の視点から事業提案をすることにより、住民活動団体と町が協働で行うことで、地域の課題解決、住民サービスの向上を図っていく。

また、提案された事業の審査等については、住民協働推進室で（仮称）協働事業推進委員会を立ち上げ、その委員会を中心に進めていく。

対象となる事業の企画提案については、住民活動団体等からと町からの2通りの案が考えられる。

< 住民提案型協働事業 >

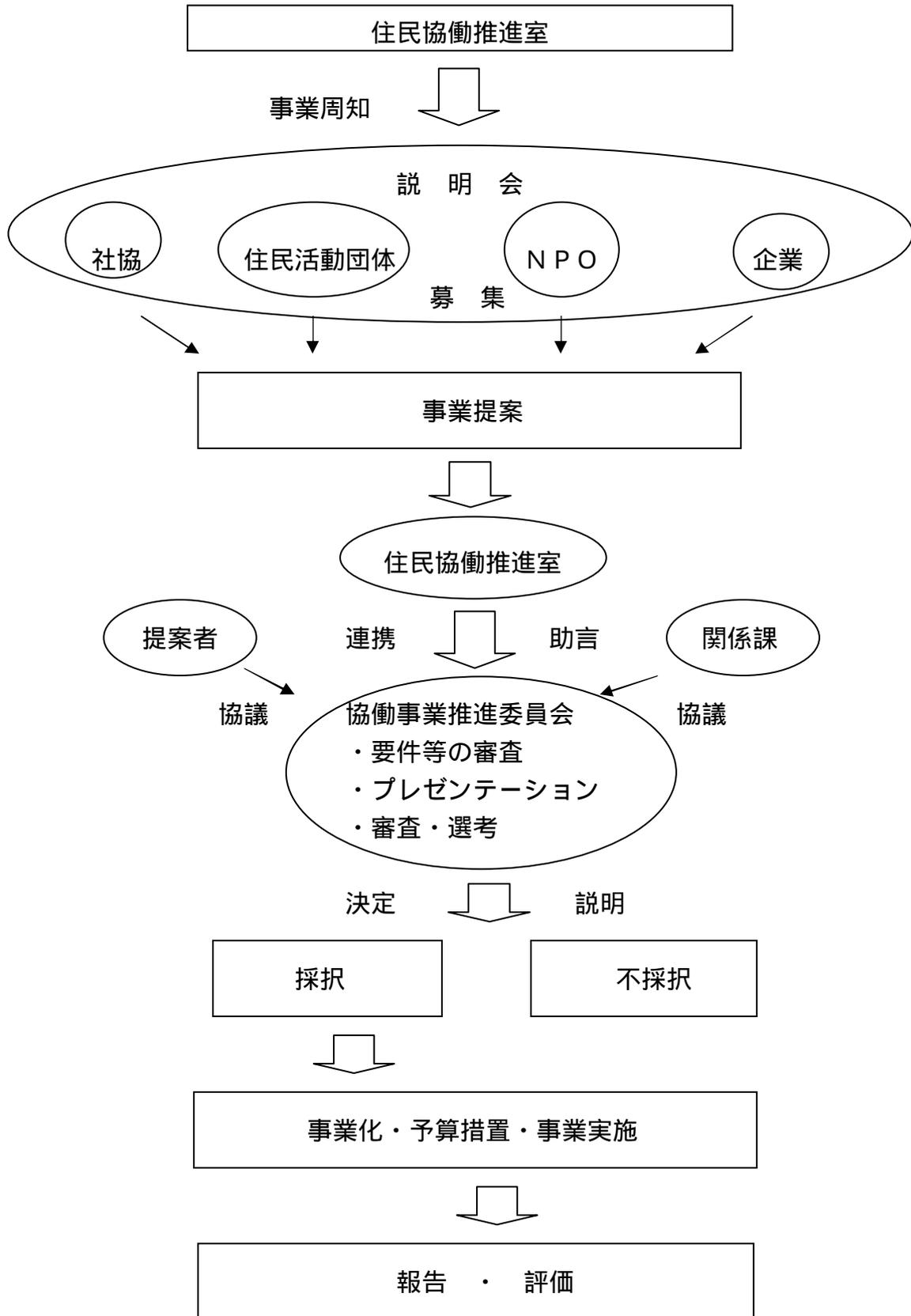
住民が日頃感じている公共的課題に対し、行政との協働により効果的に解決が図られると思われる解決方策について、自由な発想による提案を募集する。

住民活動団体が自主的・主体的に取り組む事業を活発にする。

行政は、多様な支援（知識、経験、人材、情報、資金など）をしていく。

（仮称）住民協働推進室が媒介となって、各団体を連携可能とするような助言をする。

住民提案型協働事業のイメージ図



<行政提案型協働事業>

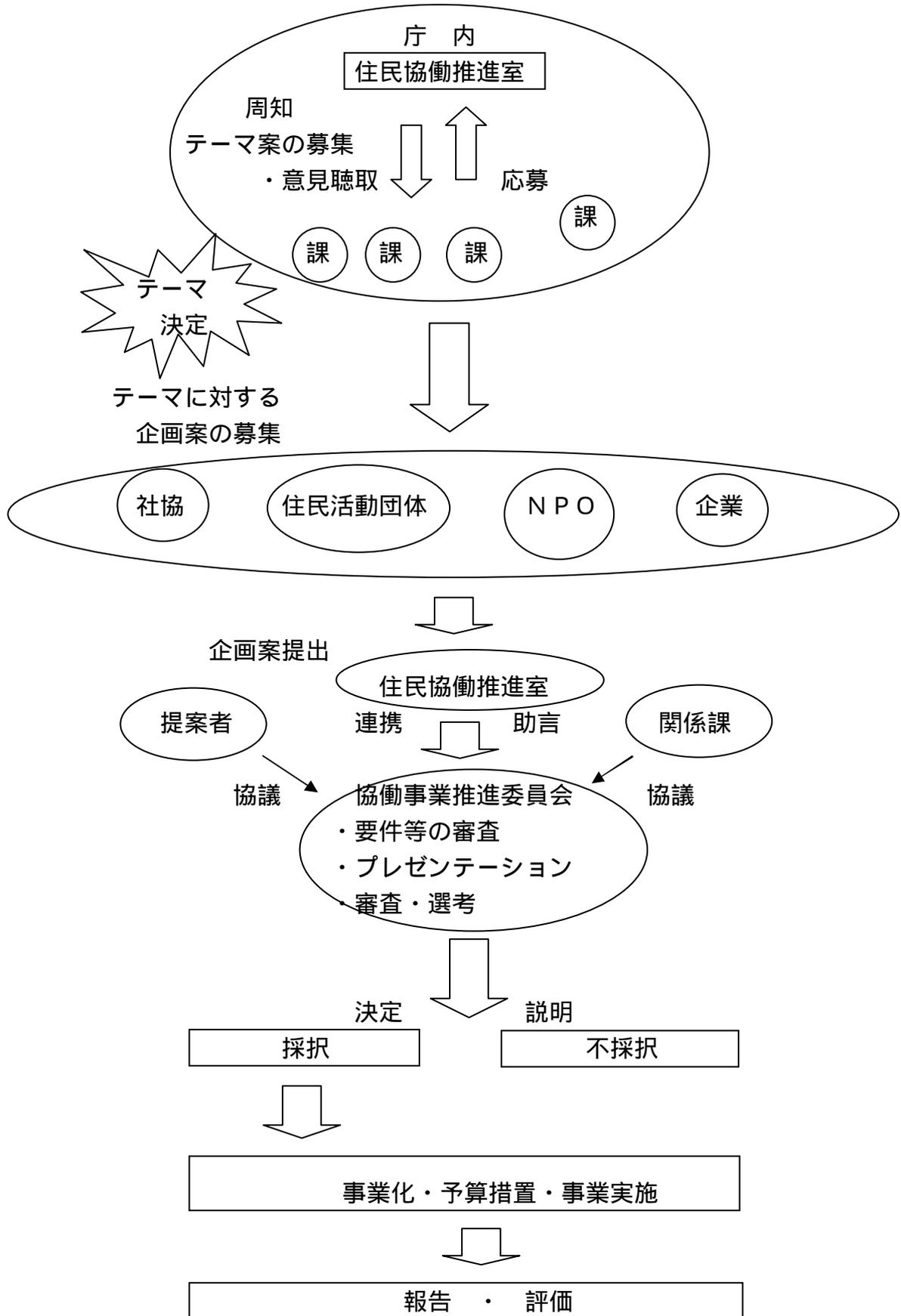
行政が抱えている課題に取り組んでいくため、住民と協働して進めたいと思っている事業のテーマや計画、事業概要などをあらかじめ行政からの提案として提示し、提案いただいた団体と行政とがパートナーとして、協働による解決を図る。

住民活動団体のノウハウを活かした提案を募集する。

住民が実施した方がふさわしいと思われる事業を住民との協働で実施していく。

町として膨大な予算を使って実施している事業で、住民が担うことが可能なものについて、業務内容を明確にし、協働することで、予算の縮小を図る。

行政提案型協働事業のイメージ図



「効果」

この制度は、公共的課題を住民と行政が互いの持つ資源（知識・経験・人材・情報・資金など）を結集し、協働（役割分担）することによって効果的に解決していく。

住民が主体的に行政の抱える問題等について、住民の地域に根ざした視点からの提案が期待できる。

住民と行政が、課題・効果を共有し、協働のあり方などを一緒に考えることができる。

住民の発想力と行動力が期待できる。

住民が自主的に事業を企画し、それを形にしていくことができる。

住民相互のやりとりを通じて、事業効果を高めていくことができる。

みんなの知恵と力を合わせて住み良いまちづくりを推進できる。

住民活動団体は、協働事業をきっかけに、自立的に活動しうるような経験とノウハウを身につけていくことができる。

住民が主体的にまちづくりに関わる足がかりとなり、徐々に自立を図っていくことができる。

「方法と戦略」

住民が自発的に計画を立て、取り組むことによって、住民が主体的にまちづくりに関わる足がかりとなるとともに、事業終了後も住民が積極的にまちづくりに携わるように活路を開く狙いがある。

提案型事業を活性化することにより、住民が相対的に自立していく。

住民提案型協働事業実施要綱等を作成する。（仮称）住民協働推進室

実施要綱作成においては、下記に示す対象となる事業や対象団体等の検討が必要である。

住民提案型協働事業

行政提案型協働事業

1、対象となる事業

- ・協働事業を提案する住民が担うことが可能なもの
- ・住民と行政が協働することによって相乗効果が生じると認められるもの
- ・地域の課題や社会的課題の解決につながるもの
- ・役割分担が明確かつ妥当なもの。

2、対象団体等

- ・提案する事業に主体的に関わる意思を持ち、住民活動サポートセンターに登録している住民活動団体、区・自治会、企業、社会福祉協議会等非営利の公益的活動を行うもの。

3、想定スケジュール

住民提案型協働事業

事業周知

提案募集説明会の開催（制度の趣旨や提案募集に関する説明を行う。）

協働事業提案の募集

（提案書は（仮称）協働事業推進委員会で要件等の審査を行う。）

協議

（提案者と事業担当課が、提案内容について、課題・目的の共有、協働の必要性、実現可能性、手法・役割分担などを協議する。）

企画案の審査・選定（協働事業推進委員会）

- ・プレゼンテーション開催
- ・審査・選考

結果通知

- ・事業内容及び役割分担等の確定

契約の締結・事業の実施

事業実績報告書の提出

協働事業報告会・事業評価

自主性やアイデア、主体性を尊重しながら支援を行うことを目的として、助成金を交付する。

行政提案型協働事業

事業周知

各課へのテーマ案の募集

各課からのテーマ案の応募

テーマ案への意見聴取

テーマの決定

テーマに対する企画案の募集

住民活動団体からの企画案の提出

書類審査

企画案の審査・選定（協働事業推進委員会）

- ・プレゼンテーション開催
- ・審査・選考

委託候補事業申請者とテーマ所管課の協議

- ・事業期間、事業費、役割分担、実施方法、成果品等について事前協議を行います。

決定通知・契約の締結

事業の実施

事業実績報告書の提出

協働事業報告会・事業評価

- 2 - 2 パブリック・インボルブメント(P I)制度の導入

パブリック・インボルブメント制度は、個々の事業において、問題発見・計画立案・策定・実施・評価といった一連の事業遂行プロセスの各段階に、住民が必要に応じて参画できるようにし、住民と行政が一緒になって事業を進めていくということであり、計画のある一時点を指すものではなく、住民に計画の策定への参画を求め、計画全体を通じたものである。

「現状と課題」

現在、本町では、行政と住民とのコミュニケーションを円滑化する中間支援的なものがなく、行政と住民とがコミュニケーションをしても、実質的な進展がみられない。企画の段階から住民が参加しなければ、本来の協働ではない。

現在の住民参加・参画の手法は、住民アンケート、公聴会、懇談会、公募委員などにとどまっている。

行政が事業を主導することが一般的で、住民が主体的に参加・参画できる体制とはなっていない。

住民が望むことに十分即した事業効果が得られていないケースが見られる。

住民や地域が有する様々な資源が、まちづくりに十分に活かされていない。

「目標と構想」

行政の行う計画の策定や公共事業を、住民の参加、参画を積極的に募り、意見、要望を反映させながら実施していき、国や県が主体となって行う事業等についても活用が求められる。

そこで、サポートセンター、サロン、パブリック・コメントなどを通じ、住民がまちづくりに目を向け始めることに合わせながら、住民の活力を最大限に活かしていく。

「効果」

設計段階から地域住民が参画することにより、利用者が使いにくい部分や必要のない無駄な整備を見直すことが出来るのと同時に、整備された以降も大切に利用されるきっかけになる。

提案・実施・評価・検証(P・D・C・A)の長期にわたるプロセスを一貫して協働していくことができる。

住民が積極的に参加できる場が作られる。

関係住民の合意が得られる。

知識の共有が図れる。

行政計画への住民参加の機会が確保される。

住民が意見を表明できる場が設けられ、その意見を計画に反映させることが出来る。

「方法と戦略」

パブリック・インボルブメント制度は、事業推進全体に関わることであり、PDCAサイクルにおける住民参加の機会を複数確保する必要がある。初期段階として、パブリック・インボルブメント手続実施要綱を作成し、手続について基本的な事項を定め、住民の町政への参画を進める。また、「住民参加・協働条例」と合わせて検討し、これに盛り込むこととし、第3段階での策定を目指す。

- ・説明会
- ・ワークショップ
- ・コミュニケーションの場（グループワーク等）

- 2 - 3 (仮称)住民参加・協働条例の検討

住民協働のまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方に法的根拠を持たせ、将来にわたって、一貫した推進を図るため、条例化の検討も必要である。

「現状と課題」

本町では、住民参加・協働に関する条例等で明確になっていないことから、なかなか協働のまちづくりが進展しないのが現状である。

地方分権の進展に伴い、地域の実情にあった独自の政策をつくる必要がある。住民協働のルールがないので、事業によって、或いは担当する人によって、住民参加が大きく左右される傾向がある。

各事業を推進していくにあたって、住民が参加・参画できる権利が保障されていない。

これまで行政が独占していた「公共」を、住民、NPO、区・自治会、企業等と行政が連携して一緒に担う必要が生じ、各主体の役割や責務を規定する必要がある。

「目標と構想」

協働に関する理念や目標を明らかにし、それを行政内部や住民が共有して取り組むため、住民参加・協働を推進するための仕組等を定める条例を制定する。

住民参加及び協働に関し基本的な事項を定めることにより、住民参加及び協働の推進を図り、もって住民主体の活力あるまちづくりに資することを目標とする。

住民がまちづくりに参加・参画する権利を条例において保障する。

行政は、積極的な参加・参画を可能にする環境を整え、問題発見から事業評価までのプロセスにおいて、住民が参加・参画できる手続きを整備する。

この条例は、住民と行政が一緒になって条例をつくる場（委員会等）を設けるなど、住民参加型で策定することとし、数年かけ、開かれた形で取り組んでいく。

PC、PIについても、この住民参加・協働条例の中に盛り込んでいく。

「効果」

住民が主体的にまちづくりに参加・参画することが普遍的に保障される。

行政は、住民参画型で事業を促進していくことになり、より住民に即した事業効果を期待できる。

条例化することで、住民参加の仕組み等について、住民も行政もわかりやすい。進むべき方向性が明らかになり、その方針を行政や住民が共有して取り組むことができる。

ルールに基づいた手続きと活動が可能となる。

住民の意思に基づいて地域の行政を行う住民自治の拡充を図ることができる。

地域力の向上に向けた様々な取組を進めることができる。

住民は条例に沿って多様な参加をしていくことができる。

「方法と戦略」

住民活動の支援及び住民との協働を推進するため、事務を担当する部署ごとに住民参加の対応がまちまちにならないよう、住民参加の手続の対象となる事項とその実施方法を定める。また、企画立案から実施、評価に至るまでの過程に住民が主体的に参加できうる場を立ち上げ、幅広くまちづくりの内容を検討し、その意見を町政に反映するための仕組みを時間をかけて定めていく。

住民協働推進室において、(仮称)住民参加・協働条例の検討を進めるため、(仮称)協働事業推進委員会を中心として、条例策定に向け、検討を行う。

住民が、条例策定の段階から参画し、行政が条例化していくことを本格的に検討する。

サポートセンターやサロンを活用し、住民・各種団体等と、十分な対話を重ねながら、住民の総意として、基本条例の原案策定に向けてコミュニケーション活動を進める。

原案を町へ提出

(仮称)住民協働推進室において、原案を尊重しながら町としての素案作成作業を進め、住民参加・協働条例案を作成する。

庁内協議・調整

条例案議会提案

条例案議会審議

【第3段階】

第2段階から検討をはじめ、第3段階での策定を目指す。

- 3 - 1 地域まちづくり協議会の立ち上げ

地域（小学校区）の住民が、地域に関わる諸問題を解決していくため、地域における様々な住民団体が主導しながら、自分たちで議論し、一定の意思決定を行っていけるような体制を整える必要がある。

「現状と課題」

相互連携の必要性は感じているが、今すぐそれぞれの団体が連携し活動していくことは難しく、段階を追って時間をかけて連携のあり方について検討する必要がある。各地域団体の相互連携をうまくしないと、団体同士の衝突になって困るといった問題も考えられ、行政としても、住民とパートナーシップを形成していく上で、住民自身による総意形成を期待できない。

< 各地域団体の相互連携の不足 >

互いの団体がどのような活動をしているのか分からない。

団体同士の情報の共有と交流の場がない。

地域住民の総意を確認する場が十分でない。

< 行政の対応不足 >

地域団体の相互協力を促進・支援していく市内体制(所管課)が一本化されていない。

行政として、地域団体の状況を把握していないため、それぞれの特性や能力が活かされていない。

「目標と構想」

本町には、区・自治会などの地縁型の活動団体と、一定のテーマ・目的を明確にした目的型の活動団体がそれぞれ活動している。また、サポートセンターが立ち上がれば、地域における住民活動がより一層活発になることが予想される。そうした一定の成熟段階において、住民が自発的に総意を見出す場が必要になってくると思われる。行政は、その場合の住民の自己決定の場として、地域の各団体を相互に結びつけ、議論し、地域の総意を形成するような場をつくっていくことを支援し、地区エンパワメント（ 3 ）を図る。

3 エンパワメント：力をつけること。

団体間の協力体制の構築。

地域の一定の自立と自己決定。

他の地域との連携。

情報を管理共有する「組織」と「場」の設置。サポートセンター・地縁組織・社会福祉協議会など地域の諸団体の代表が集まって、地域に関する情報を共有する。

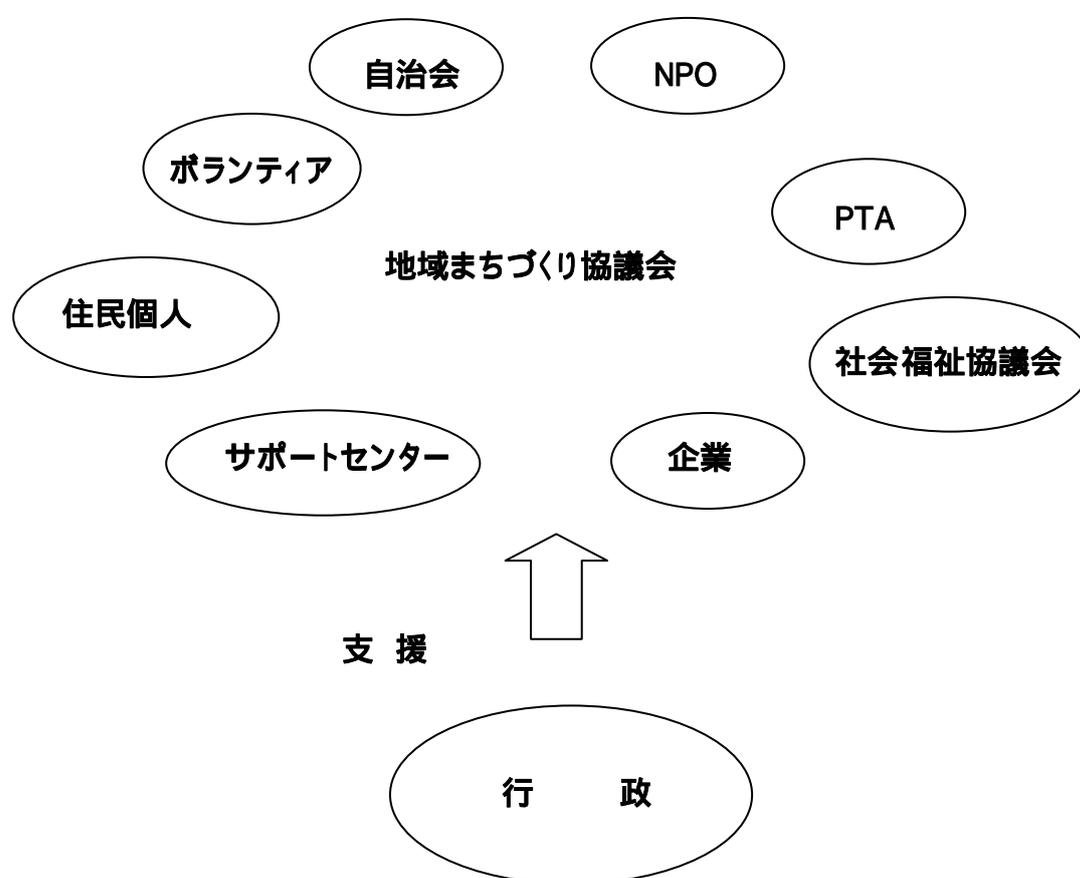
行政との対応窓口の一本化。

地区を公平な視点でつなく第三者的な支援活動の創設。

地域住民が成熟していくことによって、住民が地域問題についての自発的な意思決定を行う機関。

伝統を継承しつつ、発展させていくなどし、地域の個性を出し合っていく。

地域まちづくり協議会のイメージ図



「効果」

それぞれの団体がお互いのことを知り合うことから始め、議論を重ねていく中で、共通する目的や、活動のオーバーラップする部分などを見つけるなど、初めて連携の可能性について検討が始められ、そこで住民発意のプロジェクトが立ちあがる。それに対し、地縁型活動団体と目的型活動団体が協働で実施することで、地域間交流も期待できる。また、相互が補完・発展できるよう促し、住民自身による意思決定を行う場として育んでいく。

地域ごとの個性を十分に尊重した議論の場を整えることができる。

地域が横並びになる必要はないので、各地域において、古くから重視されてきた慣習を尊重したり、新しいことを積極的に導入したりすることができる。

住民と住民で意見交換し、総意を決定しうる場。

情報を共有できる仕組みづくり。

行政と住民を公平な視点でつなく第三者的な組織体制の確立。

地区の総意として、行政と地区とのパートナーシップが期待できる。

「方法と戦略」

住民活動サポートセンターの事務局を住民活動推進室に置くのに対し、これはあくまでも住民が自発的に意思決定する場にすることが望ましいと考えられるため、行政としては、住民の自発的な検討と申し出に応じて、初期段階のサポートをする。

・モデル地域を設け、実施 各地域での立ち上げ支援 地域の自立

【単位】

・小学校区 ・自治会（5地区：大網・山辺・瑞穂・増穂・白里）

- 3 - 2 協働型事業評価の模索

住民が容易に必要な情報が得られるようになり、学んだ結果として、現在公共事業として実施しているものについて、自分たちで出来るものが出てくるなど、協働が進むことにより、見直しや改善の可能性がある。このため、住民と行政、住民と住民など、あらゆる主体における協働型事業評価を模索していく必要がある。

「現状と課題」

現在、住民と一緒にやっている協働事業においては、評価・改善するシステムが確立されていない。今後、協働を進めるにあたっては、協働に馴染むかどうかの判断と、結果について、どのような改善をしていったらいいかなどの意見を反映していくための評価制度が必要である。

「目標と構想」

よりよい協働とするため、自ら実施した事業を振り返り、課題を明らかにし、次のステップにつなげていくPDCAシステムにおいて、評価方法、評価基準を定め、評価を実施する。

「効果」

住民が担った方がいいと思われることは、住民が主体的に行うことで、より協働が進んでいく。

住民が主体的に取り組んでいくことにより、行政側が事業として立ち上げる必要がなくなるものが出てくるなど、事業の見直しが図れる。

協働事業として進めている事業施策の狙い・進捗状況・成果について、当該事業の決算終了後、速やかに評価を実施し、公表することによって、協働情報の透明化が進む。

「方法と戦略」

評価するにあたって、外部からの委員を加え、行政側から必要な情報提供をしながらバランスよく進めていく。住民ができることは自発的に進めていく必要があり、協働の観点からの見直しによって当事者意識を高める。

住民協働推進室において第2段階で立ち上げた（仮称）協働事業推進委員会に評価部門を設けて、協働主体相互においてそれぞれ自己評価する。この（仮称）協働事業推進委員会では、協働についての全般の動きを見ていくと同時に、それぞれの部門を設定し、提案型事業の選別、団体の選定、活動報告に対する評価・審査などを行い、それらについて、町内のいろいろなところに発信していくことにより繋いでいく。

評価にあたっては、数値目標のみでなく、目標が適切に設定されているか、協働事業に創意工夫があり自立性があるか、関係者の合意形成プロセス等の検証、並びに事業費の削減をも目指すものとする。

おわりに

大網白里町住民参加・協働のまちづくり委員会は、住民と行政との協働の方針、仕組み等を検討するため、住民、学識者やNPO等市民活動団体関係者等からなる20名の委員により設置された。

当委員会は、住民と行政の協働を推進しようと、住民協働の取り組みにおける課題、環境整備の視点、推進計画の戦略手法等について、それぞれの思いを共有することから始め、そのうえで、住民との多様な接点を設けるための各個別施策について検討を行った。いかにして住民が参加・参画しやすい環境を整えていくことができるか、また公共的活動の活性化と公共サービスの充実を図ることができるかをめぐって、大網白里町の現状に即した可能性を追求し、それらをまとめたものがこの推進計画である。

ここで示された「大網白里方式」の考え方が共有され、環境整備が順次進められていくことにより、住民が地域の諸課題についての関心を高め、主体的にまちづくりに関わっていくことが開かれていく。住民には、こうした形で開かれていく場や機会を、各々の状況に応じて積極的に活用し、自分たちにできることを実践していくことが期待されている。また、そうした地域の盛り上がりは、行政活動と議会活動の活性化につながるものであることから、行政と議会には、地域住民が生み出す公共的活動を公的活動につないでいく媒介の動きが醸成されていくことが期待される。

当委員会としては、この推進計画で示されていることが、町の総合計画・基本計画の次期見直しにおいて、各項目を横断する形として位置づけられ、また各事業の展開において積極的に活かされていくことを望む。様々な活動が相互に結びついていけば、大網白里町のまちづくりにとって大きな可能性が必ず開かれていく。これから住民・行政・議会の各々が、「私たち」のまちづくりに向けてそれぞれの立場から協力していくことで、大網白里町のさらなる発展がなされていくことを願う次第である。

平成21年3月

住民参加・協働のまちづくり委員会 委員一同

【資料編】

大網白里町住民参加・協働のまちづくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大網白里町における住民協働のまちづくりを実現するため、住民参加・協働のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住民参加・協働のまちづくり推進に係る計画の作成に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、NPO等市民活動団体関係者及び公募による者並びに町職員のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員に委嘱された日から平成21年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長の指名によるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

大網白里町住民参加・協働のまちづくり委員会 委員名簿

NO	氏名	委員構成	役職
1	関谷 昇	学識経験者(3名)	千葉大学法経学部 准教授
2	武井 實		(住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会) 会長
3	三澤 清隆		(住民と行政の協働によるまちづくり推進懇談会) 第2部会会長
4	根本 勝	NPO等市民活動団体関係者(4名)	区長会 会長
5	小川 公延		社会福祉協議会 会長
6	野老 真理子		NPO法人大里学童KBAスクール 代表者
7	土屋 忠和		大網白里町海岸地域の振興を進める会 代表者
8	黒川 有昌	公募委員(3名)	住民代表
9	秋葉 信雄		住民代表
10	佐々木 高夫		住民代表
11	北田 光夫	町職員(10名)	総務課長
12	根本 辰夫		住民課長
13	白鳥 秀昭		健康介護課長
14	三枝 孝 (田口雅之)		建設課長
15	金坂 一		生活環境課長
16	佐藤 重雄		社会福祉児童課長
17	水間 正義		生涯学習課長
18	関 芳信		都市整備課長
19	木村 常雄		産業振興課長
20	古山 正洋		企画政策課長

は委員長、 は副委員長、()は前任者

議論の経過

	期 日	内 容
第1回	平成20年7月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・自己紹介 ・委員長選出 ・「協働のまちづくり指針」について ・今後の進め方について
第2回	平成20年8月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画の位置付け ・今後のスケジュール ・推進体制の整備について (住民活動サポートセンター)
第3回	平成20年10月28日(火)	推進計画について 協働のまちづくりへ向けた環境整備の必要 個別施策について 1-1(仮称)住民協働推進室の設置 1-2(仮称)住民活動サポートセンターの創設
第4回	平成20年11月25日(火)	個別施策について 1-1(仮称)住民協働推進室の設置 1-2(仮称)住民活動サポートセンターの創設 1-3 パブリック・コメント制度の導入 1-4 協働サロンの開催 1-5 学習機会の充実 1-6 職員研修制度の充実 2-1 情報公開の推進 2-2 住民協働事業の導入 2-3(仮称)ふるさと応援寄付金制度の創設 2-4(仮称)住民参加・協働条例の検討

	期 日	内 容
第5回	平成20年12月25日(木)	個別施策について 2-1 情報公開の推進 2-2 住民協働事業の導入 2-3 (仮称)ふるさと応援寄付金制度の創設 2-4 (仮称)住民参加・協働条例の検討 3-1 地域まちづくり協議会の立ち上げ 3-2 協働型事業評価の模索 ・協働のまちづくりフォーラムについて
第6回	平成21年1月29日(木)	・「協働のまちづくり推進計画」全般について ・まちづくりシンポジウムについて
第7回	平成21年2月24日(木)	・「協働のまちづくり推進計画」全般について ・まちづくりシンポジウムについて ・出前講座について
	平成21年3月1日(日)	まちづくりシンポジウム()
第8回	平成21年3月25日(水)	・「協働のまちづくり推進計画」のまとめ

「まちづくりシンポジウム実行委員会」の設置

まちづくりシンポジウム(3/1)開催にあたり、「大網白里町住民参加・協働のまちづくり委員会」内部に「まちづくりシンポジウム実行委員会」が作られ、まちづくりシンポジウムに向けた検討が行われた。

「部会」の設置

「部会」は、大網白里町住民参加・協働のまちづくり委員会設置要綱第6条により、委員会で検討する事項に関する事前調査や素案の検討及び実施に向けた具体的な検討などについて、委員長の求めに応じて行うために設置した組織である。

住民参加・協働のまちづくり部会 会員名簿

NO	所 属	職 名	氏 名
1	総務課	主任主事	高 山 育 男
2	住民課	主任主事	野 口 明 美
3	社会福祉児童課	主任主事	窪 由 美 子
4	健康介護課	主任主事	高 木 靖 広
5	生活環境課	主任主事	齊 藤 康 弘
6	産業振興課	主任主事	古 内 崇 介
7	建設課	主事	斉 藤 友 康
8	都市整備課	副主査	鈴 木 理 一
9	生涯学習課	主事	武 田 剛 朗
10	企画政策課	主事	松 本 行 正
11	秘書広報課	主任主事	池 田 正 夫
12	財政課	副主査	佐 久 間 克 彦
13	税務課	主事	内 山 博 史
14	下水道課	主任主事	松 戸 武 宣
15	ガス事業課	副主査	大 塚 隆 一
16	管理課	主任主事	高 橋 和 也

用語集

行	用語	解説・意味
あ	NPO	営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている市民活動団体。民間非営利活動団体。 Non Profit Organization の頭文字を取った省略の表現。
	エンパワーメント	個人・集団・地域などの主体が、自らを自立的に律することができる権限を獲得することを意味し、地方自治では、諸主体の自立と責任を通じて、下からの秩序とネットワークを構築していくことを求める課題において用いられる。
か	共同	複数の主体が、「同じ目的」を共有しながら、一緒に活動すること。「同じ」であることに力点がある表現。
	協同	複数の主体が、「同じ目的」を共有しながら、役割分担をして活動すること。
	協働	複数の主体が、「同じ目的」を共有しながら連携・協力したり、「異なる目的」を持ちながら結果的に一定の成果を創出する活動。「同じ」であることより、様々な違いを相互に尊重しながら、多角的視点・手法を活かしていくことに力点がある表現。
	コミュニケーション	社会生活を営む人間が、互いに感情・意志・思考・活動・物資・規範を伝達し合うこと。
	コミュニティ	ある目的を共有した人々の集まり。共同体。 特に地域住民の相互関係を強調する場合、「地域コミュニティ」と呼ぶ。
	コーディネーター	問題点を抽出・整理・分析し、リーダーシップを発揮して人々を誘導し、会議・活動を進めていく者

行	用語	解説・意味
さ	参加	人々が、まちづくり、社会の諸活動、政治・行政過程および意志決定に関与すること。
	参画	人々が、政治・行政過程における計画段階から関与していくこと。政治・行政が既に決定した計画への関与だけでなく、計画そのものの立案に携わることにより力点がある。
	市民活動サポートセンター	様々な分野で活動するボランティア団体やNPOを支援することを目的とした市民活動拠点。市民活動に関する各種情報を集約し提供するとともに、相談窓口機能や行政ないし他の団体への媒介支援を行う。運営形態は、公設・民設・指定管理などがある。
	シンポジウム	特定のテーマについて、数人の人が意見を発表・討論し、合わせて聴衆の質問に答える形で行われる公開討論会。
	セミナー	特定のテーマに関する講義・講座・学習会。
た	地縁型組織	集落またはまちの一部（地域）における住民や企業によって構成され、親睦や地域活動を行う任意団体。日本社会において歴史的に維持されてきた自治会・町内会。近隣の地縁型組織が連合して自治会（地区）連合会を組織する場合もある。
	地方分権	政治や行政において、中央政府・省庁に独占されてきた権限・財源を地方自治体に移譲し、自立した自治体の統治運営をめざすこと。
は	パートナー	協力してものごとに取り組む相手。一定の主体の対等な関係・友好的な協力関係をパートナーシップと呼ぶ。

行	用語	解説・意味
は	パブリック・コメント (P C)	行政が重要な条例や政策の策定を行う際、その案の段階で住民への公表と意見募集を行い、そこで提出された意見を可能な限り考慮して、最終的な意志決定を行う制度。
	パブリック・インボル ブメント (P I)	政策立案・形成・実施・評価の各段階で人々の意見や活動を積極的に取り込んでいくこと。従来の市民参加と比べて、計画段階から参加を図り、参加の対象も市民だけでなく、市民公益活動の各種団体も含める。
	ファシリテーター	参加者の心の動きや状況を見ながら、実際にプログラムを進行していく者をいい、参加者が自分の考えを述べられるよう援助し、参加者の主体性を引き出していく役割を担う。
	フォーラム	特定のテーマについて行われる公開討論会。
	ふるさと納税制度	地方（ふるさと）に対して貢献や応援をしたいという方々の思いを実現するため、応援したい自治体への寄付を通じて、その寄付金額の5千円（適用下限額）を超える部分を所得税と合わせて一定の限度額まで税額控除される制度である。本町では、ふるさと納税は財政課で受け付けており、寄付金控除については、各自確定申告をしていただくことになる。
	ボランティア	自主的・自発的に社会貢献する活動、またはその活動を行う個人のことを示す。
わ	ワークショップ	体験型の講座であり、問題解決やトレーニングの手法。近年は、住民参加のまちづくりにおける合意形成の手法として盛んに用いられている。 ファシリテーターは参加者が自発的に作業する環境を整え、参加者全員が体験する。